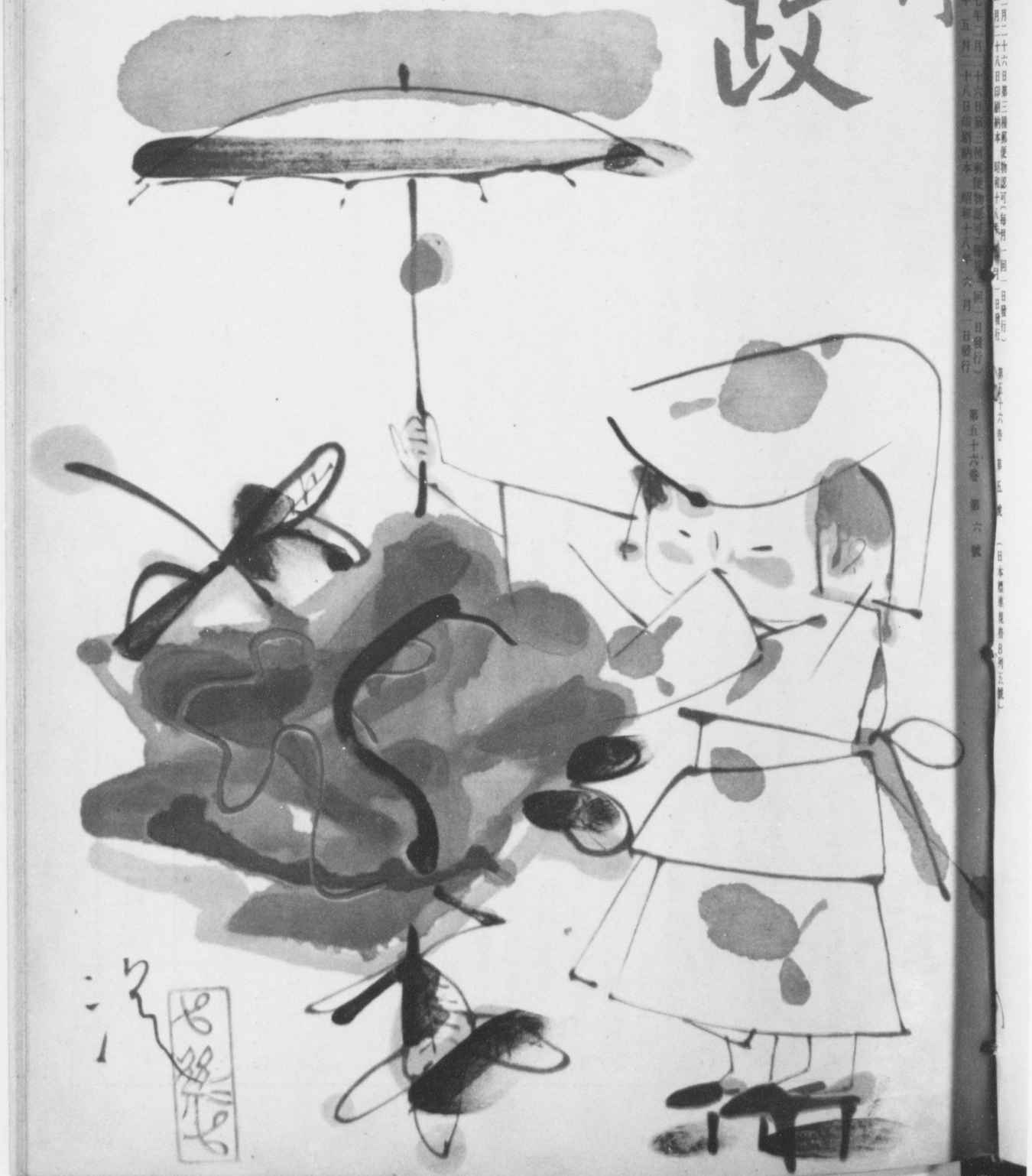
矯正図書館

月刊刑政

六月號



明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日発行）
昭和十八年四月二十六日印刷納本　昭和十八年五月一日発行
第五十六巻　第六號
（日本標準規格B列五號）

刑政第56巻第6号
矯正図書館



月刊刑政

主張



八月一日から第三十五回刑務官普通練習所が開かれる。期間は三ヶ月、まことに、例年の如くにである。すでに、選ばれた新練習生の氏名は發表せられ、開所の日を待つのみとなつてゐる。

抑々この世界大戰下に於て、教育の事が、平素の時の如く即ち戰前におけると同じやうに、ひたむきに眞直ぐに推進せられてゐるとも聽は皆無の現狀にある。大學教育の如きは漸く衰はれてゐるとも聽く、獨伊となく英米となく。ひとりわが國においてのみ、今日までのところ、大學高等の教育に至るまでがいよいよますます着實に昌んに行はれてゐるのを見るのである。勝利の確信の下、永い眼で、教育の重要性が固く把握せられてゐる。これ一に、御稜威の然らしむるところ、皇軍將兵の勇戰快勝に俟つものである。

わが刑務官普通練習所も亦、この高く廣い文教施策の一環に連らなつてではあるが、人手不足になやみながらにも、この決戰の年にやはり開所せられることとなつた。行刑百年のため大幸の至りであり、この年に合格の榮を擔つた各位の奮起一番を期待してやまない。

ところが、本年は、ひとりこの普通練習所だけでなく、此の年に當つて、また地方練習所なるものが先年の試みよりも遙かに充實した内容を盛つて開かれることになつてゐる。また以て行刑教化のかなめをあくまで現場人の中ににらむでゐる當局の意をおもふべきであらう。

今日もまた昨日の如くに、いや、はるかに明日の日をのぞみつつ、この種の快心事が斷行せられる。

かくてわれわれは近き將來の希望を、官立刑務官練習所の創設におくのである。官立へ。それは最早、望蜀の沙汰ではない。道は一路、遲疑するところなく、その日の一日も早からむことを。

目次

表紙繪（童意）……初山　滋

主　張……（一）

決戰下の刑務作業……河邊湛然（二）

行刑鼎談……吉屋信子・添田知道・向井潤吉・三雲祥之助・初山滋・正木亮・（六）堀江隆介・小川太郎・大井久

教育と考査（上）……玉生道經（一四）

旅のいろいろ……向井潤吉（一六）

教育者ノート（上）……添田知道（二三）

齋藤芳彦氏（中）……大石武（二五）

莊子物語……聽八郎（二八）

南のたより……（三五）

讀者の聲（1）……（一三五）

讀者の聲（2）……（三〇）

東京通信……（三一）

刑務所だより……（三二）

俳壇・歌壇……（三〇）

例規……（三三）

刑務官異動……（三三）

六月號

刑務訓

一、聖旨ヲ奉戴シ盡忠奉公克ク其ノ職域ニ於テ聖業ヲ翼贊シ奉ランコトヲ期ス

一、堅忍持久艱難ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメンコトヲ期ス

一、官紀ヲ重ンシ上命下服協和一致克ク刑務官精神ヲ昂揚シ寡ヲ以テ其ノ重責ヲ果サンコトヲ期ス

受刑訓

一、我等ハ無疆ノ皇恩ニ感謝シ皇國ノ道ヲ體得シ心身ノ修練ニ努メ光榮アル皇國臣民トシテ更生センコトヲ誓フ

一、我等ハ明朗以テ作業ニ精勵シ勤勞報國ノ誠ヲ效サンコトヲ誓フ

一、我等ハ同胞親和ノ本旨ニ遵ヒ紀律ヲ守リ禮節ヲ重ンシ團體精神ノ昂揚ニ邁進センコトヲ誓フ

重要日誌

自昭和十八年四月一日
至四月二十九日

四月一日　東條首相滿洲國訪問　△兵役法施行令一部改正　△獨軍三月中の海上戰果、商船百四十九隻、艦艇二十一隻擊沈

四月二日　炭礦整理實施要綱發表

四月三日　我病院船うらる丸爆撃さる

四月六日　十七年產米實收高六千六百七十七萬石と發表さる

四月七日　國府陳公博特派大使入京　△標準農村設定要綱發表　△フロリダ沖海戰　獨總統、伊首相會談

四月八日　マユ河畔に敵二ヶ師擊滅、同方面最高指揮官河邊正三中將發表

四月九日　大東亞戰爭、支那事變論功行賞發表　△金鑛業整備方針要綱發表　△藝術院賞受賞者六氏決定　△國府周佛海特派大使訪滿

四月十二日　地方長官會議開く　△米英開戰以來三月迄の船舶喪失三千四十萬噸と報ぜらる

四月十四日　敵空母を擊沈せる伊號潛水艦の偉勳上聞に達せる旨發表さる

四月十五日　アキヤブ北方綜合戰果發表　△我病院船氷桑丸優撃さる　青木大東亞相南方諸地域觀察に出發　△緊急物價對策要綱、價格報奬制度閣議決定　△ソ聯、波蘭俘虜一萬を虐殺と傳へらる

四月十七日　蘇准地區三月中の戰果發表　△獨外交陣を異動强化

四月二十日　東條内閣大改造斷行　△太行作戰晉冀豫省境に開始

四月二十二日　大東亞戰爭、支那事變論功行賞發表、山口多聞中將功一級を賜授　△翼贊會副總裁に後藤文夫氏就任　△内務三役決定

四月二十三日　岡部長景子文相に親任

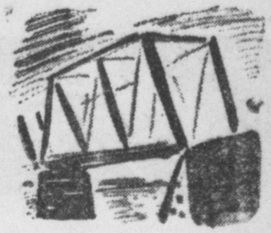
四月二十四日　兩陛下、靖國神社臨時大祭に行幸啓あらせらる　△大東亞戰爭、支那事變論功行賞發表

四月二十五日　我病院船ぶえのすあいれす丸雷撃さる

四月二十八日　駐華大使に谷正之氏親任さる

四月二十九日　近藤信竹海軍中將大將に親任　△別特赦一萬六千名恩典に浴す　△文化勳章、伊東忠太氏以下七氏に賜授　△海鷲エリス諸島フナフチ島初爆撃

刑政第56巻第6号
矯正図書館



決戰下の刑務作業

河邊湛然

一　刑務作業の使命

昔の應報刑に於ては、米搗とか、或は、罪石の運搬とか言ふやうに、單に、受刑者の心身に、苦痛を與ふる目的を以て、作業を課したものであるが。近世に於ては、刑罰は國家社會を防衞せんが爲に、犯人を改善することが、その本質であると言ふことから、斯の如き苦役は、何の役にも立たぬ、全く無意義のものであると考へて、現代の刑務作業は合理的に有用なる作業でなければならぬとするに至つた。合理的に有用なる作業と言ふことは、一方に於ては、刑務作業が刑罰の改善目的を達する方面より、他方に於ては、作業の組織經營が最大の効果を擧げねばならぬとする行刑經濟化の方面より考へたものである。卽ち、前者は刑務作業が刑の改善目的をその使命とし、後者は行刑の經濟化の目的をその使命として居るのである。そこで、刑務作業の使命を、各方面に亙り些細に研討すれば、受刑者を人として勞働せしめ、その勞働に依り、人として修養練成せしめることが、刑務作業を倫理的に考へた場合に於ける使命であり、更に、その勞働に依り人として修養練成せしめ、以て、受刑者の改善の實を擧げること、卽ち、累犯を防止することが、法律的に觀察した場合に於ける使命である。又更に、その勞働を生產に振り向け、人として最高の能率を發揮せしめ、刑務費を補償せしむることが、經濟的に觀察した場合に於ける刑務作業の使命であると考へて來たのである。乍併此の考へ方は、平時に於ては頗る、適切妥當なものであらうが、今や、大東亞戰爭を勝ち抜くが爲めには、刑務作業の使命に對しても、決戰的に考へ直さなければならぬ。例へば、人としての勞働に依り作業の倫理的使命を達成する場合に關しても、唯々、個人的に修養練成せしめ、之を、善良にすると言ふことのみに重點を置いて考へ、積極的に、國民共同體の一分子としての適格性、換言せば全體善の養成と言ふことに、重點を置いて考へなかつたならば、決戰下、到底、刑務作業の使命を完ふしたものと言ふことは出來ない。又刑務作業の經濟的使命を達成する場合に關しても、單に、刑務費を補償せしむると言ふ觀念のみに捉らはれて居ては、その經營は宜敷を得たものと斷定することが出來ないのである。玆に於て、以下少しく決戰下に於ける刑務作業の經營方法を始めとして、業種、作業の賦課、作業生產條件等に就いての考を述べて見度い。

二　作業經營の方法

從來、刑務作業の經營方法としては、官司業を第一位とし、委託業を第二位に、受負業を第三位に置いて之を經營することが行刑經濟の理論上より、常然に、要求せられてゐたのである。乍併、現代の戰爭が長期戰、總力戰、或は、消耗戰となるのは近代戰の特徵であつて、戰爭が現時のやうに、長期化すると、物資と人とが非常に不足して來るのは當然のこととされてゐる。從つて、此の兩者の節約乃至その有効的利用は總力戰體制の整備充實を圖り、必勝を期す上に於て、蓋し絶對的必要な事項であるのである。されば、物資節約は民間事業の壓縮を餘儀なくし、物資の有効的利用は直接軍需品生產增加に向つて進められ、以て戰力增强への一點に集中せしめねばならぬ。それが爲め、刑務作業に於ても、杭、鏡臺など不急にして平和的官司業は絶對的に之を停止し、專ら、軍需委託作業に主力を注がねばならぬことは當然と言はねばならない。亦實際に於ても、このやうな結果になつて居る。戰前と戰時との委託作業就業人員を調べて見ると、支那事變前五ヶ年の平均一日の委託作業就業人員は一四、五五五人であつたものが、戰爭に入つて後五ヶ年間の同平均人員は一九、七五〇人となり、約五、二〇〇人の增加を示して居る斯の如く物資缺乏と人の不足の結果は官庄業の壓縮を餘儀なくし、委託業の增加を持ち來すのである。

物資不足が註文者の種類に依る區別、卽ち、軍需、官公需、民需作業の上に、如何なる結果を及すか。支那事變勃發前に於ける作業製作收入調を見るときに軍需作業は僅か全收入の〇分の〇に過ぎなかつたものが、現今大東亞戰爭勃發後、昭和十七年度に於ては〇〇〇に達し、事變發生前の倍額に增大したことは、戰前に於て官、公、民、需作業に充當してゐた物資を軍需作業に轉換した結果であつて、刑務作業が直接に戰力增强に些少なりとも役立つて、決戰下作業の使命を完ふしてゐることを證明して、吾人刑務官の意を强くするに足るものがある。

又人力不足を言ふ長期戰の特徵は、受刑者の勞働力の國家的利用と言ふことを、刑務作業に對し要請するに至るのである。卽ち、大東亞戰爭を勝ち抜く爲には、生產の增加を圖り、戰力增强を速進せしめねばならぬ。戰力增强は結局に於て、一億臣民が各々その底力を發揮し、之を結集して、初めて、其の効果を擧げ得るのである。されば刑務作業は受刑者を國家的生產の增强に振り向け、產業應召、勤勞報國の至誠に燃へしめ、一億國民と共に、その全力を傾注せしめねばならぬことは、あらゆる觀點よりして當然過ぎる程當然である。最近に於て、決戰下國家の最高にして、最も緊要なる超重點產業の一である造船作業に戒護も、經濟的利害も共に超越して、受刑者を出動せしむるに至つたことは全く破天荒の經營方法を採るもので、眞に作業經營の新體制と稱すべく、行刑人をして奮起せしめたものである。斯くして、物資不足と人力の不足とは作業經營の方法を官司業より委託業に或は、官公需もしくは民需作業より軍需作業に轉換せしめ、就中、戰力增强に直接必要なる超重點產業に移行せしむることとなつたのである。

三　業種に就て

平時、受刑者に賦課すべき、刑務作業の種類、卽ち、業種は、その內容が刑罰執行に關する拘禁、改善、及經濟の三目的を完全に達成せしむるに充分なる條件を具備して居るものであらねばならぬことは旣に述べた。而して作業の性質如何に依りては、受刑者の戒護、檢束上に、卽ち、拘禁目的達成上に非常な困難と障害とを來すものがある。例へば造船、採炭、採鑛の如きものは改善目的や經濟目的を達するには至極適切のものであるが、その作業の場所的關係等に依り受刑者の戒護檢束は完全を期し難い。曾て、三池の採炭作業が廢止せられた所以も、一面、衞生上の理由に基きたるものならんも、實は主たる理由がこの點に存したことであつたと思ふ。かく拘禁目的を阻害する作業は、之を、刑務作業として採擇するの不適當なることは申すまでもない。乍併、決戰下に於ては出來得る限の犧牲を拂ひ刑務作業の利用を徹底的に爲さねばならぬ。卽ち受刑者の勞働力の完全利用は、このやうな障害も乘り越して實行せねばならぬ狀勢となつて居る。而して、この戒護、檢束上の障害を突破し、卽ち逃走、犯則等の事故を防止し以て國家緊急の要請に應ずる爲には、堅忍持久克く刑務官精神を昂揚し、あらゆる努力を拂ふことを要するは勿論であるが、結局は、受刑者を信賴すること、卽ち、受刑者の信任に俟つより外に良法がないと信ずるのである。今回の造船奉公隊及びKE造船作業隊の各現地出動は、大東亞戰爭を勝ち抜く爲に、超重點主義の軍需物資增産と言ふ國家の最高要請に基きたるもので、眞に、非常時機に適したる緊要の處置と言はねばならぬ。

刑務作業として適當なる業種は、作業そのものに教化的、經濟的、衞生的の價値を充分に包含するものであらねばならぬ。而して教化的價値あるが爲には、綜合的にして、大量、且つ、興味ある仕事であることを要する。之に反し、部分的仕事、小量の仕事、若しくは興味なき仕事は人心を倦ましめ、能率を減退せしめ、受刑者に對し苦痛を與へ、又國家に對しては勞働を無益に浪費する結果となる。乍併時局下の作業として、仕事の興味等に考慮を拂はねばならぬとすることは、皇國民としての勤勞、國民總兵としての勤勞觀より之を排斥せねばならぬ。されば現代の作業は皇國臣民勤勞觀卽ち皇國民として奉仕の念を受刑者に體得せしむるに充分なる業種であつてこそ、初めて教化的價値を有する作業と稱することが出來るのである。更に經濟的、衞生的價値に付いては周知の通り、國家經濟上及び受刑者の職業訓練上有利にして、且つ個人の健康を增進するに足るものであることを要請する。五重要軍需物資（鐵鋼、石炭、航空機、船舶、輕金屬）の生產作業はこの二つの價値を完全に具備してゐる。就中、造船作業は海岸に作業場を持ち、屋外作業がその主力である關係上、世に所謂青天井行刑として、自然より體得する肉體的、精神的感化は極めて大なるものがある。それのみならず、造船に關する作業の種類の極めて多岐多種なることは、受刑者の職業訓練上に裨益するところも亦大である。殊に作業の指導精神卽ち一塊の鐵の運搬、一本の鋲

刑政第56巻第6号
矯正図書館

打作業も國民の一員として微力を御國に捧げ、以て決戰に參加する熱意に燃へしめ、纏ては受刑者の自主自尊心と責任の自覺を取戻し、皇國臣民として立派に復歸せしむる敎化的作用は蓋し偉大なるものがあつて直接軍需作業と共に決戰體制下の刑務作業として眞に推奬すべきものであらう。

四　作業賦課

從來の作業賦課は犯人の個別的性格、個別的環境を捉らへて、その犯罪性を除去すると言ふ刑罰個別化の原則に基いて之を爲したものであつた。監獄法第二十四條第一項は作業賦課の一般原則の外に、此の個別化の原則を規定して居る。即ち作業の賦課は刑期の長短、犯數、健康の良否、その他年齡敎育の程度、性別等個人的條件を斟酌すべきこととしてゐる。受刑者の職業訓練、技能、職業、將來の生計等の考慮、即ち個人的の考慮が特に重要視されたことは周知のことである。乍併今や國家の體制が國家總動員、一億一心、國民總兵と言ふ一大目標の下に置かれるに至つたときに當り、作業賦課に就てもかゝる個人的の考慮に重點を置く考へから一大轉換をせねばならぬ。單に個人を善良にすると言ふことのみを目標とせず。積極的に協同生活の一分子としての適格性、即ち、全體善を作り出すことを主たる目標とせねばならぬ。それが爲には、今日の作業賦課に於ては受刑者個々が善良となり、單に犯罪せざる人と言ふのみでなく、積極的に進んで、立派な日本人として、皇國臣民道を實踐し得る人、を養成することが、その指導原理であると認識することが緊要である。即ち皇國勤勞觀を充分に體得せる戰士として練成すること、換言せば、過去に於て自由主義經濟觀が持つてゐたような、勞働を、單に經濟價値の對象と見るが如きことなく、『日本人の勞働』『皇國民の勤勞』と言ふ。高き誇の上に再認識したる皇國勤勞觀の上に充分受刑者を訓練し、全國民と共に一體となつて、戰力增強に挺身し、以て大東亞戰爭に參加すると言ふ精神を把握せしむることを作業賦課の指針とせねばならぬ。されば現在の決戰體制下に於ては、受刑者の刑期や、技能、職業、將來の生計等の斟酌は第二次的のものとして考慮すべきものであつて、斯くの如き個人的要素は之に重點を置いて考ふる際が無くなつたことに鑑し當然のことと言はねばならぬ。從つて受刑者に賦課する業種も、從前は、個別化の原則上、能ふ限り多種多樣の業種を選擇したが、今日に於ては超個人主義に基き、極めて僅少なる業種に限定して之を統制することは理論上、及實踐上時局下の要請である。最近當局に於て、管理定員制を設定し、且つ十指を屈するに過ぎない極く僅少の業種を以て作業種目の統合を實施せられた所以も亦實に此處に存すると思ふ。

五　作業の生産條件

刑務作業の經營は之を一般經濟的に觀察するときは、一種の國家的企業たる性質を帶びてゐる。企業とは生産の三要素（自然、勞働、資本）を結合して財貨を生産することを意味する。刑務作業は一般企業體と同じく、國家が、自然と受刑者の勞働と就業費（資本）とを結合して一種の生産を爲すものである。蓋し受刑者が刑務所内に於て不生産的に過すことは經濟倫理上許さるべきものではない。既に、犯罪に依つて閑費その他に多大の支出と損害とを與へ、尚その刑の執行に依る衣、食、住の費用さへも償ひ得ざるものとしたならば、それは『泥棒に追錢』で行刑理念上到底許さるべきものではない。從つて刑務作業は、その生産に依つて、之れ等有形、無形の損失を償ふことを目標とする自給自足と言ふことの爲に、生産的性質を完全に具備せねばならぬ。結局、刑務所の生産は行刑の自給自足を目標として展開してゐる。近年の作業成績を見れば、その生産收入は收容費たる支出を償ひ尚餘りがあつて既に自給自足の段階に達して居るのである。乍併、決戰體制下每日壹億圓と稱せらる巨額の戰費を要し、國民負擔の重加しつゝあるときに際し、刑務作業の生産は自給自足の限界に彷徨してゐることが果して、作業の經濟的使命を完ふした所以であると言ひ得るや。益々生産能率を高め自給自足の限界を突破して、國民負擔の輕減を愈々大ならしむることは時局下刑務作業の生産的使命であることを深く認識すべきである。されば、その生産的効果に影響を持つ生産諸條件の新體制の樹立こそは一日も之を等閑に付してはならぬ。

從つて、生産增強の爲め勞働能率を增大する上に於て速に解決すべき條件である所の、受刑者の勞働念慮、勞働能力、勞働の分配等の問題は決戰下その勞働能率を增大する目的達成上速に研討すべきものであると思ふ。受刑者の勞働能率が他の一般の勞働能率より高きことは近年屢々實驗する現象にして、その原因を受刑者の奉公心、贖罪の念慮等に期してゐるのである。而してこの贖罪の念慮は個人主義的な、打算的な、應報的なものでなく、眞に日本精神より湧出したる、

諸勇武の國民精神を基調とするものであることは申すまでもない。刑務作業の勞働能率昂揚の新體制は斯の如き贖罪の精神を大ならしむることに求めねばならぬと思ふ。次に勞働分配の新體制は管理定員の設定に依り既に確立せられた。そして受刑者を國家の要請する方向に向つて、自由自在に動員し其の能率を充分に發揮せしめ得る體制が整備せられたのである。

其の他、生産の諸條件である作業時間、作業課程賃金、作業賞與金等の問題に就いても之れ亦速に新體制を整ふべきである。就中、作業賃金の改正は刑務所に於て受刑者を無駄に使用する惡習慣を根絶せしめ、或は作業製品原價計算の基礎を明にし、又一面勞働を有利作業に配分する爲めに一刻も忽に放置することを許されぬ狀勢にある。そして此の目的を達する爲めには賃金を普通社會一般の賃金にまで接近せしめねばならぬ。作業賞與金などの改正も最早議論の時代でなく、國家緊要の物資生産增強の爲め一日も忽諸に付すべからざることと思ふ。

六　結　語

大東亞戰爭下に於ける、刑務作業經營の新體制は行刑の各方面に重大なる影響を持ち來しつゝある。即ち、戒護を伴はざる自由刑への發展的監獄刑の解消とさへ言ひ得る部面が行刑上に現はれ。或は、行刑の改善作用が明瞭に個人主義的より日本主義的に營まれることとなり。或は、行刑の經濟化の方面に於ても、自給自足の原則を突破して右顧左眄することなく眞直に國家の要請する生産戰に受刑者を動員し、皇國の勞働兵として、その能率を昂揚しつゝ大東亞戰爭を勝ち抜かむが爲め、總進軍を續けて居るのである。

斯くして、刑務作業は受刑者を立派なる皇國民として國家に復歸せしめ、皇國臣民道を實踐し得る多くの善人を作り出すことに成功するのである。このことは大東亞戰爭下に於ける刑務作業の使命を完全に果したものとして、其の効績はいついつ迄も行刑史上に記錄されることと思ふ。

（終り）

☆すべてを戰爭へ！
☆戰費は諸君の懷の中にある！
☆進め一億戰場へ！

南のたより

●目下議會中にて諸事御多忙と存じます抔て此中は極上の碁石を一組今村君に託送下され御芳志の程御禮申上候早速每夜チーク材の碁盤にて長夜の慰と致し居り候重ねて御芳志の程御禮申上候又政刑を每月御送付下され行刑關係者は内地よりの讀物を隨一の樂しみと致し居候間協會の各位にもよろしく御傳へ下され度し當地の行刑界も追々と整備致され各所共戰時下に相應しき活況を呈し居候二、三年を經過すれば内地に劣らざるものと相成べきと期待致し居候

（爪哇——安達勝清）

●現地に於ける行刑も在來機構並に關係諸法規の調査究研の進捗に伴ひ漸く其の概要を把むに至り他方州刑務所の運營は昭南刑務所を始めとしマライ、スマトラ各州に於ける現場擔當者の努力に依り漸次舊弊を脫して新しきに向ひつゝ有之候素より前途は多難、尚幾多の改善を要する點有之候就ては貴官も既に御存知の通り今度當行刑科の要員も二分されてマライ組とスマトラ組と相成、マライは小生と神酒澤司政官、龍田屬、スマトラは萩生司政官、美谷島君、竹本君の三人に内定致し居候

（マライ——吉田綱紀）

●内地の官服も三月一ぱいにてこちらの服裝に代りました、こちらは警視總監に至るまで官給です。官舍には自動車々庫も付いて居り、七階建にて、豪壯な建物です。炊事場は總て電氣です、大きな電氣冷藏庫もあります。風呂場は白いタイル張りです。その他實に贅澤なものです、これで日曜は自家用自動車とはあきれたものです。

私共の勤めは　朝六時半（内地の五時半）出勤、八時——九時（家に歸り朝食）九時から——十二時まで勤め、十二時から二時まで（家に歸り晝食）二時から——五時まで勤めて退廳と云ふ理です。夜勤は午後五時から——十二時迄の者と十二時から朝六時半迄の者と結局三部制と云ふものです。所長と菊地さんだけは毎日九時出勤——五時退廳です。

其の中構外作業でも始める事になるかも解りません、目下計畫準備中です。兎に角今日まで英人警部が四五名、英人警部補十六名、英人部長が五十六名居つた所に僅かに私等八名と警察から四名、他に所長（菅井）、副所長本田さん、菊地監察官、警視一名、の計日本人十五名が指導監督して行くと云ふ理です。英米人は斯くたくさんの人間が來て高い俸給を採り樂をして、支那人を酷使して居つたのです。

（上海——中村文雄）

●每々「刑政」「人」御送付に預り深謝候、半歲裡にして内地の體制はぐんぐん變つて行く、小生等も折角南方に來たからには少しはまとまつた事を仕上げねばと固く誓ひ申候、幸ひ各方面の援助に依り逐一整備を見つゝあり其の中御報告可致候

（マライ——宮内精介）

●御惠贈の刑政八月號乃至十一月號二月二日正に頂戴、半歲振りに伺ひ知る内地行刑、殊に切詰めた職員を以て決戰猛進の形相、詢に現地職員への鞭とも拜し一層新爪哇行刑の爲に微力を致す存念に有之候、遙か赤道の南、椰子の葉蔭より各位の御健勝を祈上候。

（ジヤワ——河田泰一）

刑政第56巻第6号
矯正図書館

大日本少年造船奉公隊視察 行刑鼎談

日時　四月六日夜
場所　刑務協會會長室

出席者（順不同）

作家	吉屋信子	
作家	添田知道	
畫家	向井潤吉	
畫家	三雲祥之助	
畫家	初山滋	
司法省行刑局長	正木亮	
鑑政本部海軍機關中佐	堀江隆介	
司法書記官	小川太郎	
大日本少年造船奉公隊長典獄補	大井久	

〔前記〕　昭和十八年四月六日（火曜）、大日本少年造船奉公隊を懇間激勵旁々現地視察のため、一行（添田、吉屋、三雲、初山、向井及び吉田甲子太郎の諸氏）は同行の布施事務官、大津衞生官並に記者と共に、午前九時半、司法省行刑局長室に集合、正木行刑局長より挨拶を受けた後、午前十時、車を連ねて出發、横濱刑務所へ直行した。中尾所長の案内で所内を隈なく視察、晝食後、車を返して淺野造船所に到り、次いで鶴見造船所を訪れ、造船報國に挺身しつつある大日本少年造船奉公隊の懇間激勵を兼ねた視察を行ひ、それより少年奉公隊全員の厚生體操を觀て、午後四時頃豫定の日程を滯りなく終了、歸京、日比谷の刑務協會に到り、本日の見學を主題として大體左の如き鼎談を催し、午後七時過ぎ、折柄警戒警報發令中を緊張裡に散會したのであつた。

鼎談記事

小川　それでは、堀江さんから、今度の造船計畫が出來たについて、ひとつ皮切りに簡單で結構ですからお話を願ひたいと思ひます。

堀江　先づ造船計畫が今度樹立されたことは、これは皆さんも十分御存じのことと思ひますが、大東亞戰爭が勃發してから、とかく南方諸地域との輸送の關係上、船を出來るだけ澤山造つて、その方面の需要に應ずる必要が今日ほど急なことはないのです。しかしながらそのためには、從來のやうに銘々が勝手にいろ〳〵な型の船を造つてゐたのでは、いけないから、三つか四つの或る標準の船型をハッキリ決めて、急速に、しかも大量に造ることが、特に必要であるのです。さうしてどこの造船所はどの型の船を造れ、またどこの造船所はこの型のものを造れ、といふやうにして、標準型の船を一定して、同型のものをどん〳〵造つて行く、これが今度の造船計畫の大體の骨子なんです。それから、受刑者、これも今日御覽になつたやうに目下使つてゐるわけですが、これについては私共の方と司法省の方とがタイアップしまして、また半般來關係諸方面とも隨時打合せを了し、造船所の作業に用ふるやうにいろ〳〵協議準備の結果、漸く案が纏つて、昨年の十一月に初めて第一少年造船奉公隊といふものが結成され、先づ淺野造船所に使ふといふ段取に決定したのです。それで實際にやつてみると、囚人とて元來は立派な日本人である。一時の迷ひ心で罪を犯すの已むなきに至つたとは云へ、根は純な心の持主であり、剩へ斯程までに自分達が信頼されるといふ感激さから、作業の成績も非常に好く、周圍の評判もまた非常に好かつたといふことから、他の方からも、ひとつこちらへも來てもらはふといふことになり、其の結果第二少年造船奉公隊といふものが結成されて、これは隣の鶴見造船で使ふことになつたのです。この奉公隊へ入つた者は非常な恩典があるわけです。といふのは、成績が好

正木　それでは堀江さんの後を承けて、私の方の立場をちよつと申上げてみたいと思ひます。昔に遡つて古いお話をするやうですが、明治十年に京都に博覽會があつたのですが、その時分に巢鴨監獄（當時は鍛冶橋監獄）に收容されてゐた囚人が作つた物を出品したのです。何を出したかといふと草鞋なんです。ところがこれに對して表彰狀を貰つた。この表彰狀は今でも東京拘置所に遺つてゐますが、それを見ますと、「鍛冶橋監獄囚人の何某は賤業克く之を努め云々」といふ文句です。「賤業克く之を努め云々」と書いてあるところを見ると、つまり賤しい業であるといふ意味ですネ。斯樣に最近まで囚人の仕事といふものはどうも矢張り賤業だといふ觀念を持たれてをつたのですが、私達行刑方面に關係する者は、斯かる賤業といふ觀念をスツカリなくしようといふのが私達の先輩の時代からの考なので、私なんかもさういふ仕事で一生を捧げようと思つていろ〳〵やつてゐるのですが、どうも心は急ぐものの、それが實際となるとなか〳〵思ふやうに急には實行が期せられないのです。そこで私達はいろ〳〵書物を讀んで見ても、外國の所謂監獄學者は、勞働といふのは吾々人間の持つてゐる最も貴い一つの勤勞なんだとまで言つて、監獄に在る囚人の作業勞働は決して賤業にあらずといふことを說いてゐる。私達もその觀念でやつてゐるわけですが、有らゆる機會に斯ういふことを言つてもなか〳〵頭にピンと來ない。

その一番よい證據には、私共の方で曾つて試み、今でも一生懸命にやつて、現に先程御覽になつた横濱刑務所でもやつてゐるのですが、それは

「造船作業勞務への萠芽」

實は大外れた話なんですけれども、造船所で船を拵へることをやつてみたいものだといふことを一番最初に言ひ出したのが囚人なんです。そこで今度の大東亞戰爭勃發後、昨年の初秋頃から準備が整ひ、初冬の候から彼等を慇々

品と名の付くものを主としてやつてをつたのですが、この頃のやうに新聞や雜誌などに書かれてゐるやうな、緊急な作業方面に矢張り意を用ひて行くことが非常に大事だといふことを感ずるやうになつた。今までやつてゐたやうな土方の如きやり方よりも、ひとつ熟練工として立派にやつて行くのが殊にこれからの時代には必要だ。從つてこの際軍需作業をやらせて熟練工になるやうにすることが必要だといふので、先づその手始めに造船所の作業をやらせてみようぢやないかといふことが吾々仲間の話だつたのです。

も隨時打合せを了し、造船所

矯正図書館

く信頼するに足る者だけが率
公隊に入れられるのですから、さういふ外部へ出て作業する者は、一日働けば、その一日が刑期の三日分に相當するといふ計算にしてあつて、少くとも一日働いたら三日刑罰を受けたと同じことになるわけです。從つて刑期が三年であるとすれば、一年間働けばあとの二年分は帳消しになる。受刑者の中でも特に成績の好い者はさういふふうにしてやる。そこでこれは彼等にとつても非常な恩典といふわけで、その上少年には前科がつかないことになつてゐるのですから、彼等としては非常な光明を前途に見出したわけです。

「熟練工として待遇」

その上、無事に刑期を終へたら、造船所へその儘熟練工として必ず使つてやるといふ會社との約束の下にやつてゐるのですから、彼等には非常に希望といふものがあるのです。吾々の狙つてゐるところも實はそこなんで、これが今日お見せしたあゝいふやり方ですが、このやり方は恐らく世界中のどこの國にもないだらうと思つてをります。日本人はみな大御寶です。改過遷善の建前から申しても、斯くしてやることが行刑の根本精神ぢやないかと思ふのです。また全國の各刑務所の受刑者達も、今は全國的にいろ〳〵な方面に動員されてゐますから、大抵このことを知つて、大いに前途に光明を見出して喜んでゐます。從つて受刑者達の頭の中は、今軍需作業色でスッカリ塗り潰されてゐると云つてよいのです。吾々行刑關係者も實はさういふ觀念でやつてゐるわけです。

堀江　實は受刑者をあゝいふ所へ使ふといふことをいろ〳〵考へてやり出した最初には、賛成する者は殆どなかつた。けれどもさて愈々實際に使つてみると、思つたよりも成績が好い●能率も上るし、またこれが因を成して、刑務所の方でも全般的に受刑者の空氣も明朗化されるといふわけで、私共も豫想してをつたより遙かに結果の好いのに實は驚いたくらゐなのです。

「日の丸のマークと厚生體操」

吉屋　少年達の顔を見ると、丸のマークを付けて職場で働いてゐる時は眞劍さうな顔をしてゐるが、あとの體操の時は何か精神が統一されてをらぬのぢやないかといふ感じがしましたネ。

正木　今のお話の點はよく私共も聞かされるのです。慥か陸軍の山本中佐だつたと思ひますが、あの方からも同じやうな批評が出たのは、受刑者が教練をやつてゐるのを見ると、非常によくやつてゐるやうだが、どうも眼がキヨロキヨロしたりして何だか落付かない樣子をしてゐるといふやうなことを仰しやつたのですが……。しかしそれだけに彼等は造船作業に本格的に精神を龍めてやつてゐることが、今のお話によつて明かなわけで、これは私共としても大いに意を强うする次第です。

添田　あの體操にうつる時でしたが、皆が列んで行進して來るのを見て、私達はどうも御苦勞さまでしたいふ氣持で迎へたいと思つたのです。ところがこちらは前の方にズット列んでゐて、何だか見物でもしてゐるやうな感じがして、これがあの少年達にどういふ影響を與へるかしらと不圖思つたのです。

大井　さういふ御懸念は幾分持たれたかも知れませぬが、案外彼等は意に介しないでやつてゐるのです。殊に今日は彼等も大いに張切つてやつてゐたやうです。

初山　とにかく作業の現場を一通りズット見て來て、最後に思はれます。矢張り男の方は何かしらチヤンと役立つやうに使ふ途が開けてゐるのですネ。

正木　それは斯うではありませぬか。つまり男と女の區別でなく、男の方はどうしても人數が多いでせう。從つてさういふ數が固まると、自然そこに大きな力となつて現れて來る。ところが女の方は割合に數が少い。そこがむつかしい點なんです。

「女受刑者について」

小川　それは既にやつてゐますネ。例へば洋裁ですネ、洋裁でも現在では例へば陸海軍の兵隊さんの戎衣のやうなものを拵へてゐます。ですから軍需作業をやるやらぬといふ點から言へば、男と女の區別といふものは今ではもう全然ございませぬ。

ただ今日御覽になつたやうな體操の時は非常によかつたと感じました。最初はあゝいふものを見てよいのかどうかを懸念したのですが、最後に體操をやつてゐるのを見て、溌剌とした何か光つたものを見せられたやうな感じでしたネ。またあの少年達もそこに何かしら明るい光を感じてゐるのではないか、或る明るい健康さといふものを感じてゐるやうに思へたのです。それからあの體操の時に、實はシッカリやつて下さいと內心思つてゐたわけですが、あの時の周圍の雰圍氣が何だか最初はちよつと堅苦しいやうに感じたのです。それで喇叭を吹きながら隊伍整然と行進してゐる作業に於ける作業」

添田　それに何と云つても、あの職場の仕事といふものはなか〳〵生易しい仕事ではないといふことを感じまーたネ。

吉屋　これは一例ですが、鐵の鋲なんかがポケットに入れてあつて、それに手を突込んで取出し、次から次へと打つて行つてゐますが、あの遊び半分の氣持でやつてゐるやうなものでも、一日に千位は打つてゐるでせう。

初山　それで吾々の前で不動の姿勢をとり、號令一下敬禮をされた時は、私も思はず緊張して自づとお辭儀をしてしまつたのです(哄笑)。ところがあれはあとから考へると大井さんに對する敬禮だつたのですネ。

添田　さうですネ。

初山　それで吾々も責任がいくらか輕くなつたやうに感じたのです(哄笑)。

添田　しかしあの場合は、大井さんへの敬禮であつて、私達への敬禮でないことが分つてゐたにしても、思はず知らずお辭儀をしたい氣持になりますネ。

吉屋　女の受刑者についても、——尤も作業と云つても、軍の方のものは軍人の汚れになるがらいけないといふことならば駄目でせうけれども、さういふ方面のものでなくて、何か細かい女に適した作業でもやらせるといふことにされたらよいと思ふのですが……。

三雲　あゝいふふうに、船の上などで一生懸命にやつてゐる所を見に行くのは、何だか邪魔になるやうな氣がしましたネ。

添田　私達が行つて見ますと、遠方からでも擧手の敬禮をしながら、吾々一行に挨拶をされたのには思はず嬉しかつですネ。

堀江　昨日もちよつと行つて見て來たのですが、甲板の下の狭い所に入つて仕事をしてゐますから、上を見上げて突然向ふから挨拶されて、却つてこちらが面喰つてしまつたほどです。

吉屋　結局はあゝいふふうに

に、男の働いてゐるあゝいふ特に感激的な場面を出すやうな作業をやることが少いのは、矢張り女の方は人數が少いせいでせうし、仕事の性質から言つても、そこだけが男と女の違ひだとも言へると思ひますネ。

吉屋　それにどうしても女の方は男と違つて、生涯ズツト仕事を續け通して行くわけに行かないでせうからネ。

正木　女の受刑者の數は兎に角少いのです。ちよつと見ましても、女の在監者は一番多い年でも平均千人ぐらゐで、今全國に男女の在監者が四萬五千人ぐらゐ居りますが、この内女は九百人ばかりです。こんなに女の犯罪者の少い國はどこにもありませぬ。女の犯罪者はどこの國でも大抵一〇パーセント乃至二〇パーセント位あるのですが、日本では一パーセントにも滿たないのです。四萬五千もの内の八百や九百くらゐの數の者は別に考へなくても、それこそ何かお題目でも唱へさせて置けばよい譯なんです（哄笑）。

吉屋　それはさうですネ。

　殊に女の方は男に比べてあまり御厄介もかけないでせうからネ（哄笑）。

「受刑者の結婚問題」

三雲　話がちよつと別になりますけれども、受刑者の結婚問題は今どうなつてゐますか。

正木　近頃は刑を終つて出てから割合に結婚してゐるやうです。しかし正式結婚はあまりないやうですネ。大體は内緣關係の者が多いやうです。

向井　よくカフエーの女給などと一緒になつてゐる者があるやうですネ。

堀江　要するに、その人の心の持ちやうによつて、うまくも行けばまづくも行くわけですネ。

正木　とにかく受刑者の結婚といふものを考へると、日本の結婚道といふものは矢張り家庭の力が大いに作用するわけで、それは例へば前科の有無を調べてやりますから、その點で本當の正式結婚の關係はちよつとむつかしいことだと思ふ。何か職業的な面の繋がりを以て結婚させることも、彼等に希望を持たせる上から云つて非常によいと思ふ。醫學的な缺陷のない者同志を結び付けるやうにすれば、優生學的に或る程度良いものが出來ると思ふのです。さういふ點から考へても、今度優生學方面の心得のある醫者を集めていろ〳〵研究をしようといふことになつてゐます。

「或る實話」

吉屋　それからこんなエピソードもあるのです。先般も或る青年の受刑者でしたが、一生懸まだ刑務所に入つてゐたのに、斯様な造船所で立派に働いてゐるのを知つて非常に喜んだのです。ところが可哀想にも彼は間もなく病死してしまつた。そこで死亡證明書を貰ふ段取りになると、東京の何々造船所内で死亡したといふ證明書が出ることになつたのです。これは從前ならば何々刑務所内で死亡したといふことになるところを、何々造船所内で死亡したといふ證明書を出されたものですから、これを鄕里へ持つて歸つて役場へ屆出るのに非常な名譽だと言つて親はたいへん喜んだのです。

大井　私の方の奉公隊の中でも、造船所の中で働いてゐるのを他の普通工が見付けて、鄕里へ通知してやつたところが、親は自分の所を飛び出した儘行方が分らず案じてゐたところなので、これは夢かとばかり卵やら何やらいろ〳〵な物をどつさり背負ひ込んで遙々會ひに來たのがありますヨ。ところが實際はまだ受刑中のことが分り、氣の毒なほど落膽したのですが、いろいろ事情を話してやると非常に喜んで、その儘重い荷物を再び擔いで歸つて行きましたヨ。

吉屋　その話はさつきあちらで伺つたのですが、わざ〳〵鄕里から美味しさうな物を澤山持つて來たのを、その儘持つて歸へさすのは何だか惜しいぢやないかと思つたんです（哄笑）。

「絶對服從」

正木　それからあゝいふ造船所には徴用工が隨分來てをりますな、徴用工に絶對服從のことを言つても、實際はなかなか言ふことを聞かない。

　それでこれは添田さんの著書の中にもあるのですが、森有禮さんが靜岡へ學校視察に行かれた時に、あそこの師範學校の先生が生徒に號令をかけたのですが、緊張のためかスッカリあかつてしまつて、次の號令を忘れてしまつた。さうすると生徒はどん〳〵歩いて行つて、到頭川の中へぞろ〳〵入つて行つたといふ話が書いてありますが、あの氣持ですヨ。さういふ氣持をあの奉公隊の連中に今極力仕込んでゐるのです。

　さうしませぬと、殊に造船工などはあのリベットを打つことを一番厭やがるです。

胸へバン〳〵響いて來るあのリベット打ちの器械を持つて、或は纜の中で逆さになつてやつたりすることを、殊に暑い夏などは非常に厭やがる。そこで何とかしてこちらの言ふ通りにやらさうといふことから、私共の行刑關係の方では絶對服從といふことを大いに要請してゐるのです。あの連中は割合よく受け入れてくれるのです。ところがこれが普通の徴用工ではなかなかそこまではやれないだらうと思ひます。

大井　胸に日の丸のマークを付けて、その横に名前を書いてあるのですが、何か用があると一々名前を呼んでやる。さうすると、今まで刑務所に入つてゐた時は番號を呼ばれてをつたものですから、名前を呼ぶやうにすると、彼等もこれで一人前になつたやうな感じを强く起すわけで……。他の徴用工や普通工の模範とならなければいかんと始終言つて聞かせてをるので、少年達も大いに自覺して、こちらの命令通り動いてくれます。

「明暗を截る一線」

吉屋　あゝいふ廣い作業場では、どこにどれだけ働いてゐるか、ちよつと見たのでは分りませぬネ。中には隙を狙つて拔け出してしまはふといふ氣持を起す者もあるのぢやないでせうか。

正木　それはあそこを逃げ出さうと思つたら何でもありませぬヨ（哄笑）。

三雲　私達は造船所へ參つて彼等の顏を見ますと、今逃げ出すとか何とかいふお話が出ましたか、それがどうもピツタリ來ないのです。實は私達には最初あの少年達が受刑者であるとはどうしても思へなかつた。ですから今さういふお話を伺つても、どうもちよつと變な感じがするのです。彼等の樣子を見てゐると、銘銘が自分のプライドといふものを持つてゐて、あの作業に挺身してゐる樣子が歷々と眼に映るのです。

添田　受刑者に對して或る程度の信賴感を持つといふやうなことは、現在ではまだ少し無理でせうネ。

正木　日本の今の情況では、皆が期せずして受刑者を全幅的に信賴するといふことはまだむつかしいでせう。あの連中がこちらを信賴するやうにと希つても、これもちよつとむつかしいやうですネ。

吉屋　さつき見て來た造船所では隨分小さくてまだホンの子供みたいな者もゐましたネ。

正木　あそこで働いてゐる連中は、あれで皆大人のやうな顏をしてゐますが、よく見ると十四五の本當にまだ子供子供したやうな者もゐますヨ。それでゐて殆ど全部と云つてよいほど越ゆるべからざる線を越えて來てゐるのですからネ。

向井　さうでせうネ。

正木　そこであの連中を御覽になると、あそこから逃走するとか何とかいふことはちよつと考へられないでせうが、彼等と職員の氣持がピツタリ合はぬことがある。さうすると次から次へと逃げ出す。これは何遍やつても逃げるのです。ところが今度指導者の所謂部隊長をちよつと迭へてみるとピツタリする。それで、ピツタリと同じ條件の下におとなしく納まるところをみると、是は何と云つても教育の方法の如何によることだナと

刑政第56巻第6号
矯正図書館

思ひますネ。

向井　さうでせうネ。教育方針ですネ。教育といふものは

「錬　成」

正木　とにかくあの連中の雰圍氣の中にこつちがスッカリ沒入して、彼等と一緒に寢泊りして、起居動作を共にして、同じ氣持になつてやることが一番必要なんです。

添田　その點はさつきいろいろお話を承り、全く感心させられたわけです。

吉屋　それにあそこで働いてゐる少年達も、仕事に本當に興味を持つといふことが大事なことですネ。

初山　それにはこの戰爭下に於て、先づあゝいふふうに船を造るといふ仕事が一番大切であるといふところへ彼等を持つて行つたことが、その點で興味を惹くといふ感じがしますネ。

正木　さうなんです。それで、矢張りそこに嚴格なうちにも愛情と熱情を有してやつて行くべきですネ。

月刊刑政

しかしまた一面には、今日見て來たやうな軍需産業との結び付きといふやうな面から考へれば、この際一歩踏み込んでやることが必要だといふ氣持も感じてゐるわけです。

正木　それはあなたの『教育者』といふものの考へ方をいろ〳〵前に伺つて私も感じたのですが、あの『教育者』については私共の方の行刑官には關心が非常に多いのです。

添田　それは矢張り對象の關係ぢやないかと思ふのです。それはあなたの『阪本龍之介』といふ人物なんですネ。

ところが我田引水的に言ふのではないが、行刑局といふ所は、刑務所に對しては相當の監督權を有してをるのですが、刑務所長の有する教育方針については或る程度自由に委せてあの手にこの手でいろいろやつてもよいやうにしてゐるのです。ですから刑務所長としても現にいろ〳〵なことをやつてゐます。

その點から言ふと、普通の教育あたりでも、教育を商賣にしてやつてゐるやうな舊來の習慣を今日もその儘やるといふことはスッカリ御破算して、もつと自由な、實際に卽した分別を校長さんあたりに持たせてやらせて、さうして最も共通な實效のある近以點を採つて教育を施して行くやうにしたらどうかと思つてゐるのです。

添田　それが出來れば理想的なんですが、そこまで一足飛びに行くことはなか〳〵むつかしいでせうネ。

正木　とにかく行刑方面では一番惡い人間を對象にしてゐるのですからネ。

堀江　しかしこれからは矢張り或る程度今のお話のやうに仕向けて行くことが肝要ぢやないかと思ひますネ。そこまでひとつ思ひ切つて入つて行くべきで、それを遲疑逡巡してゐるやうなことではいけないと思ふ。ただ何とかなるだらうといふ樣な考でやつてゐたのでは、いつまで經つても實效が上らない。それよりは一晩でもよいから刑務所の中に寢泊りして眞劍に錬成をやつて貰ひたいと思ひますネ。

小川　皆さんは今日初めて刑務所といふものを御覽になつたのですか。

向井　私は以前からあゝいふ所には興味があつたことはあつたんですが、しかしそれにしても無理に頼んでまで見る程のこともなかつたのです。

初山　私などはどうも氣が向かなかつた方ですヨ（哄笑）。それで興味といふよりは、多少興味の混ぢつた參考的に見たいといふ感じは持つてゐたのです。

向井　しかし今日見せてもらつて、明るい感じがしたのですが、明るいといふよりは、何か斯う非常に美しく感じましたネ。

正木　横濱の刑務所は他に比較して特に明るいのです。

向井　さういふせいだつたかも知れませぬネ。實を言ふと、もう少しジメ〳〵した所だらうと思つてゐたのです。

正木　先づ建物の建て方を改良して、さうしてから本當の教化訓育をやらうといふことであゝなつたわけです。

向井　吾々は監獄といふものはどうも赤煉瓦の建物といふことが小さい時分から頭に染み込んでゐるので、實はあんなに明るい所だとは思つてゐなかつたのです。

「色彩的觀察」

初山　私は色彩といふ面から感じたのですが、私の近所の中學校の校庭を見てをると、これは單り刑務所に限らず、學校あたりでも、服裝の色彩といふものによつて、何かそこに區別があるやうに見えるのです。といふのは、校庭などで、今の國民服ですネ、ああいふ色をした國民服を着た生徒、それから霜降の服を着た生徒、それから黒の在來よく着てゐた服を着た生徒、斯う大體三色に分れるやうですが、これはクラスは同じなんでせうが、見てゐると運動場などでも、國民服同志、霜降服同志、黒服同志で各々集つてをるやうに見えるのです。それは偶然そこに同じ服裝の者が集るのかも知れないが、斯樣に同色同志で集るといふことは、何かそこに色彩的な關聯性があるのぢやないでせうか。それと同樣に、刑務所の中でも何かさういつた感じを受けたのです。

正木　そこで成績の好い連中は、何と云つても今は造船所の奉公隊に入つて、外で作業が出來るのを狙つてゐるわけです。また指導者達の方でも、成るべくさういふ奉公隊の方へ彼等を惹きつけるやうにしてゐるのです。

初山　私の申したのも、服裝といふもの、また色彩といふもの、この二つの點から、さういふ方に魅力といふものを持つて行つて、赤い着物から青い着物、それから青い着物から霜降の服、それから奉公隊員の着る作業服を着たいといふのが彼等の全部の望だと思ふのです。

正木　それは御說の通りですネ。

そこでこれは今晩の結論みたいな事になるのですが、今度試みつつある彼等をあゝいふ造船作業に使ふといふ事は恐らく成功するだらうと私は思ふのです。現段階に於て造船といふものが非常に緊要な際、その要請に應ずる線にも副ひ得、また一面、行刑本來の教育目標といふものも蹺てては完成の域に達し、兩々相俟つて立派に結實し得るだらうといふ氣が致すのです。

今までは一方が何とかして外へ出て働きたいといふ氣持でゐるのを、片方では何とかして出さぬやうに押へつけるやうにして、そこに兩方の氣持が相反してゐたのですが、それが今度期せずして、兩方とも希求して已まない處へ向き得たのですから、繰返して言ふやうですが、必ずや好い結果を齎して成功するだらうと確信して疑ひませぬ。——それではこの程度で終りたいと存じます。今晩はいろ〳〵どうも有難うございました。

（了）

刑政第56巻第6号
矯正図書館



教育と考査（上）

玉生道經

一

低格者教育の至難さを云ふ人は多い。しかし、その困難なる所以が、何處に胚胎するかを明らかに云ふ人は案外すくない。

愚まれた環境に育くまれ、しかも生れながらにして優秀な素質をもつた者を教育する場合に於てさへ、その教育は個性の把握によつてのみ、初めて可能となると云はれてゐる。これが現代の教育法の常識なのである。從つて、直接教育に携はる人々の努力の目標は、個性の把握によつて、彈力ある處遇の方法を得んとするところにあるのである。

まして、些細な刺戟によつても害なはれがちな素質をもち、且つなほ不安定な環境にあることの多い所謂低格者と云はれてゐる者だちの教育に於ては、色々な生活環境に應じて彼等のとつた態度や行動を調査したり、またある時には、一定の條件を設けて働きかけ、その反應を檢査したりして、得た結果を綜合的に考察し、そして當人の心のでき具合や心の働き具合を明確に把へて、將來に於て待ち受けてゐる種々な生活條件に對して、如何なる態度や行動をとるであらうかを見してをくといふことが、必須手續となつて來るのである。斯かる基礎知識に基いた、合理的にして、且つ臨機應變の處遇といふものを離れては、歪んだ個所の矯正も、美點助成のための教育も考へられないのである。どうしても、こゝに組織的な個性檢査の手段が講ぜられなければならないのである。

社會の荒浪の壓力に耐へきれずに、犯罪に陷ち入つたものとして、世間一般の同情を買つてゐるやうな場合であつても、我々の課題として與へられてゐる之等の人々は、絶對多數の社會人が、正當な、少くとも誤りのない手段によつて、乘り切ることの出來た同樣な障碍を、嫌惡さるべき不當な手段に據らなければ、突破し得なかつたといふ意味に於ても、直ちに之を一般水準に位置づけることは出來ないのである。その犯罪が、一時的・瞬間的な場合であつても、同樣なことが云はれねばならぬ。實際、精緻な考査法を適用してみると、殆んど例外なく、凡ての場合、假令常識的には專ら外界からの原因に依るものだと考へられてゐるやうな犯罪の場合であつても、是非とも除去するか、矯正して了はねばならないところの、彼等を幾度でも危機に誘發する可能性のある負の（マイナス）精神的條件が摘出されるのを常とするのである。かゝる意味にをいて、我々の教育の對象である之等の人々を、一般に低格者と呼ぶのであるが、これらの人々の歪曲された精神を徹底的に矯正するためには、その心裡に人知れず瞬間的にのみ顯現する負の條件でも、見逃がすわけにはゆかないのである。故に、我々は最も精密な、しかも的確な科學的個性檢出の方法を、この教育の大前提として、要求しなければならないのである。然し、なほ、斯く低格者と呼ばれてゐる人々の間にも、ます〳〵助成し伸張して然かるべき特色を、常に具へてゐるものであることを忘れてはならぬ。造物主は完全な善人を造らなかつたと同樣に、完全な惡人をも造つてをかなかつた。缺陷だけで、どこにも教育のメスの入れどころのない、全く手の下しやうのないと云ふやうな人間を造らなかつた。如何にも有難いことではある。

善い所と惡い所とを併せ有ち、またその條件の如何によつては、善にも惡にも展開する働きをもつ不可思議な點こそ、人間の心の體制の特色なのである。

殊に、少年の心は負の（マイナス）極と正の（プラ）極とにまたがつて、廣く活潑な運動をなす點に特色がある。かく兩極性を有つて、たへず流動し交流する心の浪こそ青春の波長なのである。この波長を巧くみに捉へうる精巧なダイヤールを有たずして、彼等を自由に誘導することは出來ぬ。このダイヤールこそ考査の方法でなければならぬのである。かゝる手段を有つて、彼等の心の容態をさぐり當て得たとすれば、既に教育の仕事の八分は終つたと云つても、敢て過言とするに足らないのである。

二

世の一般の教育者は、教育を受けるものに對し、その教育目的に適應すべき素地として、種々な、且つ多くの身心に關する條件や、その他の資格を要求する。特殊教育に從事し、最小限度の要求より以上に望み得ない立場にあるものであつても、最後の必須條件として、生の發動性だけは要求する。つまり、心の彈力性の有無が、教育を受けるものにとつては、運命の別れ目となるのである。

低格者教育に當たるものは、彼等に對するこの最小限度の要求だけでも可能でありさへすれば、幸であると思ふ覺悟をせねばならぬ。如何に見當違ひの方向に發展してゐる場合であつても、展開してゐるといふ事實だけを見て、彼にこの發動性を豫期し、教育可能の期待をかけねばならぬ。そしてこの心の發動性といふ條件だけを唯一の手掛りとして、益々この彈性の正態とその發動の姿態を研究し、能動的態度をもつて誘導せねばならない。

幸なことに、少年の場合などでは、極く特殊な少數者を除く以外の凡ての者に、なほこの貴重な彈性が認められる。然乍ら、尋常な方向へにすんでゐるとは限らないし、まして、適當な方向へ、適當な力をもつてはずんでゐることは期待し得ない。又はずみうる素質はあつても、はずんでゐるとは限らない。このぐらいのことは覺悟の上でなければならない。斯かる彈性のありかたを考査し、適當な方向へ、適當な力を加へてやれば、その順調な教育効果を見ることが出來るのである。この適當な方向と適當な力を明かにして、そして教育當事者の情熱を完全燃燒させることの出來る力學が是非とも要求されねばならないのである。

熱意のある優秀な教育者であつても、世の一般の教育者は、相手にこの彈性が認められなければ、萬事窮したりとする。無理のないことである。然乍ら、我々には、かゝる諦めが許されない。かゝる者の社會に對する害毒が、最もしうねく根深いからである。この不幸なものを我々が省みずして、誰が世の中に心を盡すものがあらうか。我々は遑しい精神をもつて、この教育に臨まねばならない。

この特殊な可塑性を缺くものであつても、その彈性を失はしめる、心の奥深くまつはりついた錯綜を解きほごし、その內部抵抗を排除することが出來れば、相手が生きてゐる以上、ある程度の發動力を甦がへし得るのである。從つて、彈性と可塑性が出來てくるのである。我々は徒らに早發犯罪の名を恐れたり、また教化不能レッテルを必要とすることはないのである。の我々はこの錯綜を明かるみに引き出し、之を解體せしめる手段を考査と云ふ利器に求めるのである。

行刑に於ける考査は、斯く、生の本然の發動性を甦らせる轉機を作り、展開すべき方向を求めて、それへ適當なはずみの力を與へる目的のために、當該個人の心の構造や機能の特色を檢出し、また心の中に秘められた錯綜や抵抗を、いろ〳〵な內外に亘たる條件との關係に於いて捉へ、之を明かにし、解體せしめんとするところに、その究極の目的と知識と技術の體系をもつのである。

——〈讀者の聲〉——

月刊刑政は「滋雨」である。誰れもが、自己の身邊に近い雜誌に慈しみを持つが、これはまた、毎日を指導者たるべき熱情ある任務に携はつて居るとは云へややもすれば素氣ない毎日でもある私等刑務界に職する者に與へられた又とない「泉」でもある。

その月刊刑政が既に四十八頁から四十頁に減頁され、今また三十二頁に減頁されると、編輯者宣ふ。この時局下尤もなことであり、現下の印刷用紙配給機構の緊迫は身につまされる程切實に諒解出來得るのである。

然し讀者である私の憂ひは深い。省みるに刑政改編以後は、讀者たるものの讀者すべきものの一ツの意味において、それは大いなる飛躍をしたともあれ、その內容は絢爛と云つても過言ではないやうに思ふ。

さて、私はこの內容が減頁に左右される處を杞憂する。編輯者たる方よ、月刊刑政本來の專門的論文も結構ではあるが、さあれ、激務の余暇ひからびた喉に清流の一滴ともなるべき、現文壇、畫壇の士の稿を從來までと等しく掲載あらんことを。

（小菅——猿渡生）

新刊紹介

戰影日記　尾崎士郎著

B6版　定價二圓三十錢（小學館）

本誌讀者にとつては夙にお馴染である著者が、比島戰定作戰に參加し、戰陣九ケ月の間に體得せる同方面の戰闘及び建設面を描いた具さなる從軍記錄の珠玉篇である。米英の桎梏から脫し將に比島獨立の成らんとする時、其處を舞臺として展開せられた聖戰の跡を、本書によつて、日記的に回顧し得ることは大いに意味のあることであらう。

刑政第56巻第6号
矯正図書館

旅いろいろ

繪と文　向井潤吉

（旅に病んで夢は枯野をはせめぐる）

芭蕉は臨終の床にあつてこんな風懐を示した。恐らくその時の芭蕉の頭の中には、長い漂泊の旅の明け暮れの追想が一ト時に忍び寄つて、この名句に凝結したのだろうが、いかにも孤獨のきびしい堪え難い寂しさの中に身を悶えながら、尚その魂の眞底には諦らめられぬ旅への憧憬がチクリと感じられて、微笑ましい氣持にさへなるのである。弟子達にとり圍まれた芭蕉は、この句を吟じながらやつぱり、旅にある心境を仄かに樂しんでゐたのではあるまいか、と想像されるのである。

まことに旅と云ふものの持つ複雜な内容は、人々の思ひをいろいろな方角に彷徨はすものである。行雲流水をたゞ自然の一現象と觀ずに、自分の生活精神にあてはめる所にあらめる感覺が、不思議な魔力を振つて浮び上がるのである。そしてそれは孤獨感が深ければ深いほど興趣もまた、正比例するのは申すまでもない。人々はその旅の行路に於いて思ひがけぬ詩人になることもあろうし、或は人生と變らぬ煩瑣な動態に吐息する場合もある。旅をたゞ行樂として見過さぬところに、生きて行く、喜ばしさがある。その意味から言へば芭蕉こそ孤獨な深刻な處世の修驗者であると共に、また幸福な巡禮者であつたに違ひない。

私も少さい時から一人旅が好きであり、そして又しばしば試みた。繪畫の仕事に携はるようになつたのも、或は何心なく旅した間に感銘された、種々雜多な風景、風土、人情の美しい濃淡がいつかしら身體に泌み込んだ一つの痣のようなものの模寫かも知れぬ。

私の生家は京都にあつた。小學校の五年生の時、母と死別したが兄弟のない私は、その頃造營されつゝあつた伏見の御陵へ時折歩いて行くのが、私のかくれた娯しみであつた。片道三里は充分にあつたが、今想ひ返して見ると御陵造營の仕事を見ると云ふよりもその途中の、伏見街道と云ふものの持つ雰圍氣が興味をひきつけたらしい。あの奈良へ通じる古風な陰氣な家並、土産物屋、田舍めいた飲食店の點綴等、私は荷馬と競爭したり、蝙蝠の飛ぶ夕燒空にぼんやり見惚れたりしながら、何度同じ道を通つても少しも飽きなかつた。

しばらく經て、私は更に歩度を奈良へ延ばした。片道は十里餘り、夜半の一時頃に歩き出す。自分の足音に追ひかけられるようにして眞暗の巨椋池の堤を渡り、竹藪と茶畑と寂靜まつた村々を抜ける。木津川岸に出、木津の町をすぎて油坂から奈良の町に入る頃は、丁度小學生が學校へ行く時刻である。南圓堂、大佛殿、二月堂、春日神社と一廻りして茶店でうどんと餅を食ひ、同じ道を玉水驛まで引き返すと足は全く無感覺になつて了ふ。そこから汽車に乘るのだが、二十七八年も前は五十錢銀貨一枚握つてゐると、こんな旅が充分に堪能出來たものである。



廣重の版畫東海道五十三次の不思議な魅力が次の機會をつくつてくれた。十七歳の夏、霜降の學生服に帛紗檜笠と云ふ珍妙な姿で、獨りで京都を出發した。草津から北陸道をとり、第一日は宿屋を斷わられて愛知川町の神社の軒下で野宿、第二日は呑まず食はずで關ヶ原の木賃宿へ辿りついたが、それから順調になつて名古屋へ出、熱田から又東海道に合して岡崎、白須賀、袋井と炎天の下をたゞ歩いた。廣重が描いたような風情や味は何處にもなかつた。汐見峠、小夜の中山夜啼石、宇津谷峠、薩陀峠もたゞ平凡な山坂だつたし、手帖に書きつけた道中名物の十三團子や、子育飴や、とろろ汁の店も見當らなかつた。一枚五錢の簡單な地圖を頼りに、前へ前へと足を運んだにすぎないが、版畫ではあれほど變化と情趣に富んだ道中も、現實には松並木と、橋と、村との連續で甚だつまらないものである。然し私は決して厭にならなかつた。廣重に欺まされたと思つたが、それも腹の立つと云ふよりもむしろ、これほど單調な眺めをよくもあんな版畫にまでまとめた廣重の奇智と努力と觀察の密度に歎賞したのである。

久しく不通になつてゐた歐亜連絡西伯利亜列車が復活したのは、昭和二年で

刑政第56巻第6号
矯正図書館

ある。私はその三等客の皮切りとして十月に出發した。已に爾條の季節であり、沿線は枯竭しつくした淡々たる眺望であつたが、風雪と酷寒に凍てついたにも思はれて私は呆然と凝視めてゐたのである。

雁門關で見た粗野なしかし壯大な景觀、それは戰ひと云ふものを背景にし、その動きの中に在つてこそ餘計胸を搏つ美しさであつたが、荒削りの突凸とした自然はいかにも悠久さを滿えた感じで、大同附近の茶褐色の生活や、張家口大境門外の駱駝の群れや、北京の閑寂な胡同や、天津の破れるような叫喚や、保定、石家莊の平明な地平線などの持つ大陸の抱擁さにも增して亘きな眺望であつた。

その翌年は中支へ行く機會を得た。

上海四馬路の複雜した冷たい人の流れ、關北の廢墟、蘇州の霖雨、南京郊外の雨花臺や芙蓉湖の彩り、杭州八景の布置など皆それぞれに支那臭さが滲ぢんで見物するのには興味を索いたが、何かしら白々しい拵へものの輕さが邪魔になつて、少し腹立たしい反感をさへ覺えたものである。

その中にいつとなはしに私は旅や、風景に就いての好惡が結局はその人々の性格的なものから算出されてゐる、といふことに氣がついた。たゞに遊覽して廻ると云つた行樂氣分はともかくとして、行きずりにすぎない一木一草にまで見る眼を擴げようと意圖する者にとつて、その風景風物を大きく支配する季節、地域が重要な決定を持ち、そしてそれはそのまゝ性格的なものに深いつながりがあるのにふと心が引かれたのである。つまり私自身で云へば豐饒な旺んな自然風物よりも、むしろうら枯れた色彩の少ない貧困なそれに仄々とした美しさと、情感をそゝられるのである。

華潔なベニスの明るさ、山上城市ベルージアの清雅、歷史の夢を粉飾したローマ、或は鐙のように重々しい南獨逸の町々、強い陽射しと闘午と、カスタネットに湧くスペエンの物語的の風物等々、何處へ行つても土地土地の感觸や色彩は充分以上に貧弱な小旅行者の私に期待通りの悅びをもたらしてくれたが、しかしシベリアで見聞したような、嚴しい淋しい旅愁と云つたものは感得されなかつた。

事變の初まつた事の年、私はまた單獨でノコノコと北支、蒙疆へと出掛けて行つた。北京を拔けて張家口から大同へ、そして綏遠へと避難民と一所に無蓋貨車の旅をつゞけたが、その沿線の荒涼さはしばらく忘れてゐたシベリアを、しびれるように想ひ起こさした。たゞシベリアと違がつてこゝの空だけは金屬



私は十六年十二月廿四日、北部呂宋のリンガエン灣に上陸したが、その强烈な陽の下に毒々しい色と匂ひを盛つた花や、果物や、原住民の生活を見ると、幸福すぎると思ひながらも、しかしからの愛着と好感を持つことが出來なかつた。何處かだらしなく、平べつたい餘りに惠まれたすべてが、たゞ甘さ一方に感じられ、風景に至るまで弛緩したように眺められて、描く興味が湧かなかつた。その中で主としてバタアン半島の戰場で見た寺院や教會は、四百年のスペエン統治時代の唯一の遺產として崩れ殘つて居たが、周圍の生き生まとした綠の中にポツンと寢てゐる古雅な外觀や、苔に覆はれた鐘樓や、石垣が不思議な美しさに映つて私の心を捉へた。古典や傳統の稀薄な比島で旅の感傷をしみじみと味はつたのはこれらの遺構だけである。それも惜しいかな敵のいい目標になつて大半は破壞されて了つた。恐らく元の姿に修覆される事もなかろうと思ふだけに、尙その消滅が殘念ではあるがこゝにも又、生々流轉の佗しい表はれがあると云へよう。私はそれらの伽藍の前に立つ度に平泉に遊んで

（夏艸やつはものどもの夢の跡）

の名句を詠んだ芭蕉を想ひ出して、思ひがけぬ遠い所に、思ひがけぬ詩境を發見し、改めて比島の土を見直し、そして遍々とこの國に來た機會を喜んだのである。

マニラ灣の夕陽は、世界七大美觀の一つに算へられてゐる豪華なものだが、それよりも新戰場に朽ちて行かうとする伽藍の姿に、鄕愁を感じたのは私一人ではあるまいと思ふ。

閑莫とした自然、私の旅への憧憬はやつぱりその邊にあるらしい。そしてまた日本人の多くもこの氣持を共通してゐるものと考へられる。

刑政第56巻第6号
矯正図書館

とある免業日の朝の事である。慌しい舍房の廊の往來の中で、自分は顏に恐しい刀傷のある網走渡りの便捨夫に荒々しい聲で呼び止められた。「若し慇當さん、あの奉公隊と云ふのは我々懲役とどふ違ふのですか。彼奴等が特別扱ひを受けてると云ふ理由が承りたいんで……。」

それはこの刑務所に造船奉公隊が結成されて毎朝一級の服をつけた五拾名が奉公隊の腕章も鮮やかに勇躍私營バスで船渠に通ふ樣になつて間もなくの事である。

此の便捨夫が憤慨するのは、免業日は毎朝配食前に必ず何の舍房でも便器を持出して置かねばならぬのに此の朝何時迄經つても奉公隊の丈けは持つて出て來ない。短氣な此の强盜傷人三犯の便捨夫は業を煮やして、三舍（奉公隊）の雜役に喰つてかゝると、あべこべに一俺達はもと〳〵特別扱ひなんだから食後に出す」餘計な御折介はするな、と云はんばかりの挨拶だつたので、何條たまるべき。收まらない腹を擦當の自分の處へ持つて來た譯だ。

然し彼をして憤慨せしめる理由は單に此の朝の突發的便器の問題にあるのではなくして、もつと深く掘り下げると、刑務所の二百五十名の殘留組全體が常に胸底に藏して居る奉公隊員に對する鬱憤が一時に此の時爆發したと稱すべきである。宣戰い、此の問題は俺に委しておけ。御前達は八時半の敎誨に間に合ふ樣に、飯を食つたら搆わんから繰り込め。



奉公隊は奉公隊自身で便器を片付けるだらう。特別扱ひと云ふのは或はさう云ふ事を云ふのかも知らん……」と一時其の場を治めた。

然し此の事は考へようによつては相當研究を要する筈の問題である。

到れり盡せりの配慮を蒙つて奉公隊員の職域奉公振りは見事なものだ。其規律を遵守する點に於いて、又仕事に捨我精進する點に於いて、會社側も大に賴もしく思ひ歡迎するのであつた。毎朝一定の時間にバスで門を出入する奉公隊の緊張せる風貌に接しては會社の附近の者に至る迄不知不識の裡に引連れられて精出すやうになつた。評判は到る所好評である。

此の分で行くと、日頃彼等を善導した刑務所内の累進處遇は確に進歩發達せるものなる事を裏書して居る。年寒ふして松柏ゝしぼむに後るゝを知る一で、絶好の機會に効果が顯れた事を大いに慶賀したい。

だが此所に殘された問題は、奉公隊の選に洩れて所内に取殘されて居る大多數の殘留組同志が此の產業戰士の活躍振りを如何に打眺め、又如何なる態度で此の行刑上の試驗的な壯擧を期待して居るであらうかと云ふ事である。我等、希はくば、彼等が此の奉公隊員の職域奉公振りは見事なものだ。其規律を遵守する點に於いて、又仕事に捨我精進する點に於いて、會社側も大に賴もしく思ひ歡迎するのであつた。毎朝一定の時間にバスで門を出入する奉公隊の緊張せる風貌に接しては會社の附近の者に至る迄不知不識の裡に引連れられて精出すやうになつた。評判は到る所好評である。

此の分で行くと、日頃彼等を善導した刑務所内の累進處遇は確に進歩發達せるものなる事を裏書して居る。年寒ふして松柏ゝしぼむに後るゝを知る一で、絶好の機會に効果が顯れた事を大いに慶賀したい。

だが此所に殘された問題は、奉公隊の選に洩れて所内に取殘されて居る大多數の殘留組同志が此の產業戰士の活躍振りを如何に打眺め、又如何なる態度で此の行刑上の試驗的な壯擧を期待して居るであらうかと云ふ事である。我等、希はくば、彼等が此の事によつて一段と時局下國家に對して奮ひ立ち、大に自重をつゝしめば何の事はないのだが、漸く境遇に狎れて來ると、又そろ地金を表はして、特別待遇をしてもらふ筈が恰も自分の特權でよもあるかの如く傍若無人の態度をチラ〳〵見せるやうになる。一方奉公隊への處遇が型破りの優遇を示めして居るので、物事を何でも自分の境遇に引較べて考へ勝ちの、受刑者一般は戒護の親心を恰も本當の子を甘やかして繼子をいぢめるかの如き不公平偏頗と、追ひ〳〵思ひ込むやうになつて、明らかに不滿の意を表明する。此れに對して如何なる措置を考究せられて居るのであらうか。

勿論此の種の不逞分子どもの反動は、目に見える所は、瑣々たるものだ。その一つ一つを懲罰に附する丈けで戒護上は充分である。而し時局下に於ける奉公隊の結成が多年我國の行刑界を革新してきた累進處遇の成果と見る時、切角與へられたこの機會に充分に其の精華を發揚して、敎育行刑の眞の完璧を誇らんが爲には、此れに、ふさはしい根本の對策が今にして考究されて然る可きではないであらうか。一念、ただ憂心をここに發して……。

（函館―今村生）



警戒巡哨中の飛行機がひときわ大きな爆音を轟かしてゐる。

"お母ちやま、飛行機は何喰べるの"

妻の瞳が困つたといつた表情でちらりと私の方を見た。

"そうね……ガソリンを喰べますよ"

答へ方はどうも餘りに詩的でない。

"あの飛行機はアメリカの飛行機なの"

"いゝえ、あれは日本の飛行機です"

近所の子供にでも聞いたのであらうか。長女は既に日本空軍の强さとアメリカの憎むべきことゝを知つてゐる。

"アメリカの飛行機つてどんなの"

"アメリカの飛行機はね、それはそれは、いけない飛行機ですよ"

賴もしい奴ぢやと微笑みながら、小さなモンペ姿を改めて見直した。お母ちやまが着けてゐるから私もと、いつかな承知しなくて作つて貰つた小もやいモンペである。

"森の狼さんみたいに"

"ええ、そうよ"

"いぢわるをして兎の郵便屋さんをいぢめるんでせう"

"アメリカの飛行機みんな死んでしまへばよいのにね、お母ちやま"

そう言つて長女は持つた竹の棒で、本よ"

翌朝は珍らしく爆音が聞えないので起きがけの長女に聞いてみた。

"飛行機は何處へ行つたでせうね"

洋服を着せて貰つてゐた長女は瞳をくるくるつと廻し、ちよつと宙をみる樣子をして小さな聲になつた。

"あのね、遠い遠い南のお國へ行つちやつたの"

サクラ子は飛行機と南のお國が大好きである。

窓際の机の上には此の間上野で描いて貰つた建艦獻金記念の似顏繪が極度に漫畫化された私になつて力んでゐる。漫畫報國會員の汗の力作である。

（てつ）

刑務所便り

美の鄕農場地鎭祭

尾道刑務支所

當刑務支所は昭和十七年三月より拘禁區分の編成替により非常時緊急對策として各所に分散せる虛弱受刑者を集容すると共に直接農業及牧畜作業に從事せしめ之が健康の回復增進を圖り他面收容者自ら食糧の自給自足を爲さしめんとする重大なる使命を帶びて新發足したのである。折柄偶々當所より約三十町を距つる美の鄕村より村有及民有の山林七町七段餘開墾希望の申出を受けたるにより直ちに之が調査準備は進められ舊臘二日司法大臣より構外作業新設の認可あり越えて本年二月廣島縣知事の開墾許可を受け漸く之が實現を見るに至り、去る三月六日地久節の佳き日を卜し午前十時三十分より現地に於て嚴肅に地鎭祭が擧行された。

因に右開墾事業は昭和十九年七月末までに完了の上逐次自廳用の麥、雜穀蔬菜類の確保を期すると共に飼料作物の播種又は作付を爲し相當多數の牛、豚、兎、鷄及家鴨を飼育する計畫にして職員は凡て張切つて居る。

「光奉公隊」の結成

廣島刑務所

今回、光軍需構外作業出役受刑者中から行刑成績優秀なる者八十名を選拔して奉公隊を編成し、光奉公隊と命名し、四月十日を卜して本省側より小川刑務課長、工廠側より妹尾工廠長以下各部長及關係者多數列席して午前十一時より敎誨堂に於て之が結成式を擧げた。

隊員八十名は何れも自地に日の丸を染拔いた徽章を胸に附け、新たなる使命を擔ふて起ち上るべく烈々たる氣魄を眉宇に漂はし、式場は嚴肅と緊張そのものであつた。而して小川刑務課長の訓示は强く彼等隊員達の心の琴線を打ち已が使命の那邊にあるかを極めて的確に摑み取ることを得せしめる處があつた。又工廠長の祝辭に於ける彼等隊員達の平素の精勵振に對する心からなる讚辭は更に一層隊員達の責任感を刺戟强化する所あり、殊に釋放後に對する其の溫情溢るゝ親心と"眞面目に行りさへすれば將來を心配することはない。仕事場と疑起する場所とは（光海軍工廠と光生會を意味す）諸君を待つて居るのだ"眞面目に元氣を出してやれ"との激勵の言葉は彼等の前途に赫灼たる希望と光明とを與へ、瞼然として奮起せしめずんば已まざるものがあつた。

刑政第56巻第6号
矯正図書館

教育者ノート（上）

添田知道

「教育者餘話」をといふお話であつたが餘話を拾つて行つたら際限がなく、そして又、餘話は餘話なりに、如何やうの方法でか、分類する必要もあるやうである。今その餘裕を持たないので、こゝに將來の部分のノート抜書的なものをやらせて頂くことにする。

坂本龍之輔が生涯の仕事とした、特殊小學校（世人はこれを貧民學校と通稱した）については、第三部に於てやうやくその緒に就いたところまでしか書けなかつた。龍之輔が設計した特殊教育機關は、東京市の事業であつたが、その代表校萬年小學校に校長たる前後二十年の龍之輔の生活は、これを如何に扱ふべきかについて私には未だ方途がたゝないでゐる始末である。

創業の時は明治三十四、五年、それは東京市が市制特例下十年の呻吟からやうやく解き放たれた、「獨立東京市」（草卒の）時代である。自治體としての東京市は新しい發足の意慾に勇んではゐたが、しかし、世上には混沌迷濛が瀰漫してゐた。貧困階級はたゞに指彈排擠されるに止まつて、救拔の途もまつたく圖られてはゐなかつたのである。その中で、貧民を對象とする教育事業を草創することには、筆舌にのばし得ぬ困難が伴つたのは理りである。

龍之輔は貧民窟の中にまつたく埋沒し、文字通り荊棘の道を拓いたのであつた。

貧民兒童の教育といふことが、如何に遠大な事業であつたかは、今日になつてやうやく顧みられるのであるが、しかもその時、世はまつたくその仕事の意味も、業蹟をも、忘れ去つてゐるのである。

ほんたうの仕事といふものは、常にさうして、世人の耳目の外にあつて、營々とつゞけられ、そして、脈々と盡きぬのであらう。名利を追つてゐたばたするところに、斷じてほんたうの仕事はない。

その、ほんたうの仕事を疊んで行きたいといふのが、龍之輔の禁えざる念願であつた。

特殊小學校にあつては、たゞその直接對象たる兒童のことを考へるだけで足りるのではなかつた。これは勿論一般の小學校に於ても同樣のことではあつたが、特殊小學校では特にその點が慮られなければならなかつたのである。

つまり、兒童の環境である。環境の適應處置が講じられなければ、當の教育本來の效果を望み得ないからである。

龍之輔は、當面にも及ぶ範圍の手を盡してゐる。父兄を相手に「通俗講演會」「談話會」「幻燈會」等々々の教化運動もやれば、保護者たちの生活相談にもあづかつたりしたのであるが、もつと大きな教化救拔が圖られなければならぬことを、龍之輔は考へ、力說してゐた。

その力說は彼が日夜接する四圍の實狀からひき出されたものであつた。結果としてそれは社會政策の意味を持つて來る。そこで內務省との連絡が持たれることになつた。

萬年小學校開校間もなく、農商務次官久米欽彌、內務省書記官井上友一、同衞生局長平井良成氏等の參觀を得るや、これを貧民窟の中に案內してゐるのだが、學校を參觀して貰つただけでは意味をなさぬ、此の學校成立の理由、その採つてゐる方法を正しく理解されるためには、仕事の由つて來るところの環境を觀て貰はなければならぬといふのが龍之輔の念ずるところであつた。

大森皇后太夫參觀の節もそれであれば、大隈重信伯の參觀にもそれであつた。

井上友一氏とは特に密接な關係となつてその東京府知事時代にも及ぶのであるが、最初の參觀直後、井上氏から歐米の例をひいて、日本には未だ社會學がない、日本社會學をうち立ててくれと龍之輔は依囑を受けるのである。

制裁と愛情

龍之輔は直面する現實を凝視する一方、あらゆる機會を摑んで、他の、或は貧兒寮といはれるもの、各地の孤兒院、感化院、授產場等々を視察してゐる。そしてそれらの中には、仕事の實を追求するよりも、孤兒を喰ひ物にする營業團體に過ぎぬものの多いことを慨嘆してゐる。

そして又、西洋流の慈善事業ほど芳しくなく、例へば秩田の感想講の如き純日本的なものにその勝れた施策のあることを發見してゐる。

行刑方面にも大いなる關心を持つてゐた。橫濱の有馬四郎助典獄とも屢〻會ひ、或は浦和監獄、川越幼年囚徒監をはじめ、米澤の女囚監をも參觀してゐた。

明治四十年の八月、井上知一、留岡幸助、生井某氏等の參觀があつた時、

大儀さうにしてゐる龍之輔を見て井上氏が、心配してくれた。宿痾心臟病。烈しい仕事の連續に龍之輔は疲勞してゐた。その時、休み休みでないと物が言へないやうな狀態であつたのである。

井上氏はしきりに轉地休養をすゝめた。躰を休める間も冗には過ごしたくない龍之輔であつた。そこで、かねて二宮尊德について確めたいこともあつたし、幼年囚徒監を見たかつたので、小田原に行くことにして、留岡氏の添書を得た。

小田原の分監長は肥後正彥氏であつたが、こゝに奇緣は、看守の井上兎が南村開暾學校での彼の教へ子であつたことだ。

更に彼ほと胸をつかれたことがあつた。在監人名簿を繰つてみると、萬年小學校半途退學者が三人その中にあつたことである。

貧民窟は龍之輔から見ると、小さな犯罪者の巢であるとも見られた。その雰圍氣が兒童に影響するところを彼はおそれ、兒童をその惡い感化から護ることに彼は腐心してゐたのである。その上に、貧民窟の生活狀態から子供たちと雖も、その生活の一翼を分擔してたとへ幾許なりとも生計費の內を働き出さなければならないのだつた。つまり、稼がなければならない子供たちを、一文にもならぬ勉強をさせるために、學校へ出すヒマなどはないといふのが貧困家庭の通念であつたのである。

從つて、さういふ事情の下に在る兒童を就學させることも困難であつたし就學後も、これを休學退學させないための對策が中々に難しかつたのである。色々に手を盡したにも拘らず、落伍する者が尠くなかつた。

龍之輔が在監者名簿の中に、その三つの名を見出してと胸をつかれたのは、おどろきといふよりも、「あゝ、やつぱり」といふ悲しみの情であつたらうと思はれる。

一人は桶屋の子であり、一人は乞食の子であつた。しかもその時、脫獄を企ててゐた一室六人の年長者であり、從つて首謀者であつたのが桶屋の子であつた。

說諭を賴まれて龍之輔は幼年囚たちに平易な話をした。

「あんまを裝ふて强盜を働いた淸水定吉が、法廷での告白に、自分が惡いことをして得た金も、これを一年三百六十五日に割つてみれば、一日が五十錢にあたらなかつた。そんなことのために、年中、朝となく晝となく戰々兢々としてくらすぐらゐバカなことはない。——これはそれをやつてみた當人の告白であるからその氣もちに間違ひはない。それと同じこと。うまくこゝを逃げ出すことが假に出來たとしてみたところで、自分は逃げて來たのだ、といふ氣もちに絕えず追ひかけられてゐたのでは何にもならぬ。」

さういふ話のあとで、萬年半途者には、「お前たちは私の生徒である。萬年學校で、私の教へたことをよく思ひ返すやうにしてくれ。お前たちは誤つて、こゝに御厄介になるやうなことになつたのだが、こゝにゐても、萬年學校にゐた時と同じ氣もちでゐなくてはならぬ。こゝは、犯した罪の償ひをして、出直すための、やはり學校なのだから、こゝに御厄介になつてゐても、私の生徒であることを忘れず、萬年學校の名を辱めないやうにしてくれ」

それが少年たちに如何に響いたかは、作の方で觸れることにしたいと思ふが、龍之輔は小田原幼年囚徒監の保護室を借りて靜養してゐたのである。分監長夫人がその子供を保護室の彼のところへ勉强をみて貰ひに寄越したりした。

その內に、（彼はそこに三週間ゐた）分監長から看守たちを集めて研究會をしたい、講習も受けたいと申し出られると、そんなことは烏滸がましいが、座談的に、お互に研究をするといふことだつたら勿論喜んで、寧ろこちらからお願ひしたいことですと龍之輔は答へた。

その席上、子供への臨み方について論じられた。有馬典獄は「神は愛なり、愛を以て臨めば制裁はいらない」と言つてゐた。小田原でも當然それが奉じられてゐたのであらう。又龍之輔は川越を參觀した時も、「抱くやうにして共に湯に入り、洗つてやりながら話すのが一番だ」といふのを聽いてゐた。

龍之輔は制裁不要論に對して、「制裁なしの愛し方は無效だ」と言つた。

「愛情を以て臨むことは勿論結構。たゞ報復的な制裁はいけないことはいふまでもないが。しかし、制裁といふものを無くしてしまへば、愛の愛たる所以も同時になくなつてしまふのではないか。愛するがための制裁である。制裁の裡に適ふ愛情でなければ眞の愛情とはいへない。」

彼が制裁の必要を說いたので、分監長が反對した。すると龍之輔は、「それでは一つ奥さんをお呼びしてごらんなさい」と言つて、

「お父さんに、お歸りなさい、お客に、おいでなさい——これらの挨拶をどういふ風に教へ込まれたか。それを奥さんに訊いてごらんなさいまし。」

夫人の言葉の終るのを待つて、

「それごらんなさい。頭を持つて教へる、お辭儀をしなければよい子ではない、お利口ではない、——これ卽ち制裁の初步ぢやありませんか。おみやを上げられませんよ。——立派な制裁です。制裁はつまりひきしめることです。制裁があつてはじめて事のよしあしがわかつて來るのでせう。神は愛、それは結構です。だが、たゞに制裁の不要を論じ、制裁の有害を說くのは虛飾に陷ると私には思はれます。徒らな猫可愛いがりでは、結局あとで體罰でもくれなければならぬやうな結果を招く惧れがあります。」

刑政第56巻第6号
矯正図書館

嚴格主義の龍之輔にすれば、これは當然の言である。彼は勿論有馬典獄ともこのことを話し合つてゐる筈であるが、有馬氏がこれにどのやうに考へ、答へられたかといふことが私にはわかつてゐない。

兒童には權利

龍之輔は有馬典獄から、司法省參事官大場茂馬氏が逢ひたいと言つてゐるから、と傳へられてこれと逢つてゐる。大場氏は法學博士、ドイツの感化事業を研究して歸られてゐる。後、小菅典獄となつてからも交渉があつたと思はれるが、最初の會見の時龍之輔は次の如く言つてゐる。

——權利義務といふやうな西洋かぶれは私はいやですし、又そんな言葉を使つては一大事だと思ひますが、しかし假にそれに從つて言へば、就學の事は、事實上兒童の權利だと思ひます。そしてそれを護つてやることが大事です。教育の義務といひますが、その義務ともいふべきものは、父兄にかゝることであつて、子供自體にとつては、學ぶことは權利だといはねばなりますまい。

——その就學にかゝはる負擔は父兄にかゝるものであり、もし父兄に於てその負擔能力を缺く場合は、自治體が代つてこれを負ふべきであり、更に又その市町村の力で及ばなければその上の府縣に於てそれで尚及ばずば國家がこれを負擔する。それでなければ現在兒童の就學權が蹂躙されてゐることから考へても、それらの者に對して將來國法を以て臨めないやうなことになりはしないでせうか。それを私は恨れます。

それは彼が特殊學校設立企圖にあつて惱んだ結果に成る所說であつたが、大場氏の贊成を得て彼は大いに氣をよくした。

無賴漢收容所

龍之輔は萬年學校の當面事務を然るべき時期に後繼者に委ね、自らは特殊教育助成機關に廻らうと思つてゐた。その方がより重要だと思つたのである。遺憾なく學校に活動させるためにはそれを護り育てる機關が必要だ。それは彼がまつたく無理解な周圍と鬪ひ苦しんで來た實感から來たのである。さうした彼の爲さうとする仕事の中に、東京中の無賴漢の收容所を三河島田甫に建てようといふ計畫があつた。

免囚保護事業といつたところで、改悛度のよい者だけの若干を連れて來たところでそれが何程のことになるものではない。惡い者にほどあたゝかい手がのべられなければ意味はないのである。しかもそれらの多くが冷たい眼に指彈されるのだからいよいよ無賴は氾濫するのである。

そこで三河島に土地と建物を得て、それらの集團生活體を作らうといふのであつた。農工土木それぞれの勤勞訓練の裡に健全な敎化が果たせた時は、一團を以て滿洲の地に渡るもよし。——此の計畫は龍之輔一人のものではなく、勿論案は彼にあつたのだが、贊成共同者があつたのだ。それは萬年學校所在地の所轄警察入谷署の新井署長であつた。

此の事業資金を一萬圓とし、相當期間にその調達を新井氏が約してゐたといふのである。新井氏は井風と號して父の俳友であつたから、筆者も知つてゐるのだが、後年たゞ一人の愛娘を失ひ、次いで夫人を失ふ等の不幸が續いた揚句、自身も病死されてしまつたのである。一家亡失の不幸に、俳句仲間では、「井風といふ號がよくなかつたよ」と言ひ合つてゐるのを聽いたことがあるが、とに角一人はさうして斃れ、龍之輔は又校務を後繼者に讓ることが出來ず激勞の裡に病氣引退となるのであつたから、無賴漢收容所はついに腦裏に描かれたことに終つたのである。それが明治四十二三年のことであつたとすれば、かなりの創見であつたと言はなければなるまい。實のない仕事を、龍之輔は極度に排擊してゐた。

娼妓の自由廢業運動も、彼が苦々しく思つたものの一つである。これとても免囚保護事業と同斷、吉原から年に三人や五人の娼妓を連れ出したところでそれが何になるか。何にもならぬ、といふのが彼の言ふところであつた。

萬年學校で彼を輔翼した守谷東女史が、彼を島田三郎に會はせたがつてしきりにすゝめたが、それをいやだと斷つたのは、やはりさうした氣もちからであつた。

何故、切り貼り實藥でなく、根本的對處を考へることをしないのか。娼妓に賣られる事情については彼は貧民窟にあつてよく知悉してゐた。一例すれば年期六年を二百八十圓で身賣りされてゐる者が、實際には、その親が手にし得るところは六十圓に過ぎない。此の不合理をどうして考へないのか。しかもその六十圓のために親は娘を賣らなければならない仕儀にも立ち至るのである。

自廢よりも先づ娼妓にさせない工夫をしたらどうなのだ。好んで娼妓たらうとする者はない筈である。そして親が必要とする金に對してその犧牲はあまりにも大きいのである。

そこで、さうしたどたん場に至つた家庭にその必要とする金を貸與し、當の娘には然るべき健全な職を與へることで徐ろに貸與金の回收を圖ればよいので、さうした救濟事業こそ着手さるべきである。所要一人當り百圓平均とみれば先づよからうが、百五十圓平均を用意すれば充分であらう。これは自分のほんの試案だが、病根を除かうとする熱意もなく、腫物の上を針の尖でちよいちよいと突ついたところでまつたく意味をなさぬ。自廢運動はお祭騷ぎに過ぎぬといふのが龍之輔の見方であつた。

「乳香園」の創立者
齋藤芳彦氏 (中)
大石武

(一)

前號に私は、齋藤氏の父親は醫師であつたやうに書いたが、或は醫師であつたかも知れないが、弘前市の吏員をしてゐられたことも事實らしい。從つて齋藤氏は、相當貧しい家に生れ且つ育つたことだけは確かである。前にもいふやうに、祖母の愛こそあつたが、母親とは生別し、幼くして人生の不幸を知つた氏は、さうした貧しい中にも中學は出て、曰ろとすぐ弘前驛の驛員となつた。當時トでに青森縣の風習に從つてキリスト敎の洗禮は受けてゐたが、それに氏は、青年時代から身を持すること謹嚴なたちであつたといふから、私共はこゝに「忠實にして勤勉な一驛員」としての氏を想像してよからう。氏が數年間の驛員生活を切り上げて上京して來たのは、大正七、八年頃であつた。氏が初めて見た當時の東京は、未曾有の好景氣に醉ひしれてゐた。だが、田舍育ちの一貧乏青年に過ぎない氏は、その東京の浮いた頭を外に、早速自活の道を講じなければならなかつた。氏は傳手を求めて三共製藥會社の鎗戸工場に勤めることゝなつた。仕事は女工頭といつた格で包裝の監督みたいなことであつた。そして氏は、傍ら中央大學の夜學に通つた。晝工場で働いて夜は夜學に通ふ、それは正しく一種の苦學生であつた。未亡人からこの話を聞かされたとき、私は想像の翼をひろげて見た。偉人の苦學時代！　偉人の傳記に、苦學といふことが、どんな役割を働いてゐるか！——私の聯想はそこまで飛んだ。三年間の苦學時代は、身よりも先つ「心の貧しき人一であつた筈の氏に何をもたらしたか。「求めよ、さらば與へられん」の人であつた筈の氏は、そこから何を學び取つたか。要するに苦學は、キリスト敎信者として有つてゐた筈の氏の精神生活、內面生活に何を喚び起したか、新たなる何を加へたか氏の人生觀に何を投影したか。社會事業家としての氏の將來の成功を約束する如き、少くとも暗示するが如き氏の性格の特色若くは方向が、その間に突發的に現はれたが、それとも漸進的に培養されて行つたか、何れかの事實が、そこから發見されるにちがひないといつた風なことを私はいろ〳〵と想像して見たのであつた。

しかしながら、中學卒業以來氏と親交のあつた牧師奧村亮氏の語るところによれば、當時の氏は「平凡たこれといふ特色のない一青年に過ぎなかつた」さうである。奧村氏の觀察は、或は當つてゐるかもしれない。私は今、いかに想像の翼をひろげるとはいつても、青年時代の齋藤氏から、天才型の非凡さや、完成された人格を發見しようとしてゐるのでは決してない。反對に私は、かりに氏の青年時代が平凡であつたとしても、奧村氏もいはれるやうに「私は齋藤君の葬に列して、あの平凡な青年がこんなにも偉くなつたのかと思つてびつくりしました」といふそのびつくりする程偉くなつた齋藤氏が、若い頃は平凡であつた、若くは平凡に見えてゐたといふ點に、却つて興味が有てるのである。それは氏の努力と精進を、そこに跡づけ得るからである。といふよりもむしろ、氏の場合、平凡さと偉大さとの距離感をなくしてくれてゐるからであるといつた方がいいかもしれない。にも拘らず問題はなほ殘る。問題は氏の青年時代そのものではなくして、青年時代の苦學である。相當敏感であつたらしい氏の神經が相當辛辣の通であつたらしい氏の苦學時代を全くの無感覺で通して來たものとは思へない。だが、さうした內面生活に對する氏の記錄とか感想文とかいつた氏自身の報告は、今日何一つ殘つてゐないのであるから、その點私としては何ともいへない。偉人とその苦學時代といつたやうな聯想は、何程か行き過ぎた私の單なる空想でしかないかもしれない。

だが、次ぎのことだけはハッキリ言へると思ふ。それは、幼年時代に、早くも人生の不幸を知つた氏は、青年期のこの苦學時代に、人生の勞苦といふものをしみ〴〵味つたことであらうといふことである。最初に人生の不幸を知り、次で人生の勞苦と行路難とを知つた一青年が——しかもその青年が、神の道を行く敬虔な求道者である限り、その人は、それ等の體驗を通つて人の世の涙を知り、從つて涙多き人々のために涙を吝まない人となるであらうことは、極めて自然の成行でもあらう。齋藤氏の場合がさうであつた、と若し私が言ふならば、私は或は、氏を餘りにも感傷的に取扱ひすぎるとの非難を受けるかもしれない。それにも拘らず私は、前號にも述べたやうに、氏を一個の苦學生から一個の社會事業家へと躍り立てたその最初の動機を、やはりこの、涙多き人々のために吝しまなかつた氏の「涙」で說明したいのである。そしてその意味に於て私は、人生の不幸を知つた氏の幼年時代が、そ

刑政第56巻第6号
矯正図書館

の第一歩であつたやうに、人生の勞苦を知つた氏の苦學時代は、氏の生涯の事業のための、精神的準備の第二歩であつたといひたいのである。

（二）

だが間もなく、氏に新しき生命を吹き込み、新しき信念を植ゑつけ、要するに氏の生涯に、劃期的なむしろ飛躍的でさへある意義を與へたところの一轉換期がつひに氏にやつて來た。氏の前夫人との結婚がその機緣であつた。奥村氏の話によると、前夫人といふのは、やはりキリスト教信者で、なかなか偉い婦人だつたらしく、その頃丁度龜戸で、某外人の經營してゐた或る社會事業に關係してゐた。その社會事業といふのが、未亡人の談話の中にある「愛清館」といふ名で呼ばれてゐたのかどうか、その邊一寸聞き洩したがとにかく當時龜戸に下宿してゐた氏は、教會を通じて前夫人と知り合つたのであつた。兩人の結婚後、感化はより多く、夫人の方から夫君の方へ及んだ。といふよりもそれは、夫君の心裡に内在してゐた可燃物が、夫人の點火によつて急に燃えはじめたといつた方がいいかもしれない。信念が燃えはじめたのである。決心がさまつたのである。氏の生涯の針路が、その時以後、ハッキリ見定められたのである。要するに氏は、前夫人との結婚によつて、結婚を機緣として、氏自身を改造したのである。氏自身を改造することによつて、受刑者の家族保護といふ、日本で最初の試みである社會事業に氏の生涯を献げるべく、その一切の精神的準備を完うしたのである。第一歩第二歩の準備から、準備の完了まで、氏は二十年を要した。氏の前夫人との結婚は、氏が三十歳の時であつた。

かくて、信仰によつて結ばれ神の導きにより、倶に共に、社會事業家としての險難の途を歩まんとするこの同行夫妻が龜戸を引き揚げて、江戸川區小岩町に些かな一軒の家を借り受け、そこを「乳香園」と名づけて、やゝ本格的に受刑者の家族や幼兒たちの世話を始めたのは、昭和五年九月のことであつた。この時以後、齋藤氏夫妻の存在は「乳香園」の存在であり「乳香園」の運命は齋藤氏夫妻の運命であつた。當の齋藤氏の苦學時代のことについては、奥村氏と未亡人とでは話が多少喰ひちがつてゐる。奥村氏は、齋藤氏は晝間、三共製藥會社の龜戸工場で働きながら中央大學の夜學に通つたといはれるし、未亡人の話では、若しそれが私の聽き誤りでないとすれば、氏は、晝、勞働しながら中央大學の夜學に通ひ、同大學卒業後、直に三共製藥會社に入社し、傍ら「愛清館」の仕事を手傳つてゐたが、後、三共の方は辭めて「愛清館」の主事として、數年そこに勤務してゐたとのことである。「愛清館」といふのは、隣保事業等をやつてゐた一種の社會事業團體だつたさうであるが、前にもいふやうに、それが奥村氏のいはゆる氏の前夫人が關係してゐた團體であつたのかどうか、その邊一寸聞き洩した。しかしそんなことはまアどうでもよからう。問題は「乳香園」の名あつて以來のことである。

（三）

齋藤氏が、自分の生涯の仕事の對象として、保護事業の中でも特に受刑者の家族たちを選んだのは、果してどういふ動機からであつたか、それはハッキリしないが、かりにそれが氏の「涙」からであつたとしても、とにかく氏の一つの見識を示すものでなくてはならない。「乳香園」以前、氏は警察の依頼で、寄邊ない氣の毒な受刑者の家族たちの二三を自宅に引き取つて世話してゐたらしいのであるが、恐らくさうしたキッカケが、やがてこのことを氏の生涯の事業へと導くことになつたものであらうと思ふ。夫を奪はれた妻、父に置き去りにされた幼兒、その母子が夫の父の罪のゆゑに。——夫の、父の罪を妻や子が頒たねばならぬといふ道理はない筈である！——世の白眼と侮蔑とに追ひ立てられながら、生活の途がなく、途方にくれてゐる哀れな姿に多感な氏が涙を誘はれるのも尤もなことであるが、同時に氏の理性の眼は、薄命なその幼兒たちの將來の運命をぢつと見詰めてみずにはゐなかつたであらう。白眼から迫害へ、迫害から窮乏へ、窮乏から自暴自棄へと、物心のつくにつれてさうした徑路を強いられるであらう。それ等不幸な少年の前には犯罪の陷穽が待ち伏せしてゐるだけではないか。かくて、父の運命がやがて子の運命となる。恐ろしいことではないかと氏は考へたのであらう。同時に家族を保護することは、受刑者その人を更生させる最も良い方法であるといふことも氏の意識に上つたことであらう。それに、昭和五年といへば、世間は不景氣のドン底に在つた。母子心中といふやうた悲慘な出來事が世の心ある人々を泣かせ、飢えた、小さい「迷羊」が巷を彷徨して、犯罪の危險に身をさらしてゐる時代でもあつた。さうした世相の反映もあつたであらう、とにかく氏の「乳香園」設立には、氏の「涙」以外、犯罪防止といふ、國家の刑事政策の遂行に參加しようとの意圖の含まれてゐたことも亦事實であつたらう。

「乳香園設立趣意書」に依ると「我が乳香園は、すでに今日より幾後に於ける犯罪對策をまでも考慮しつゝあるのであります」といつて「徒に被拘禁者の家族を保護して、安價なる同情を拂はふとするものでない」旨を明にし、又別の箇所でも「本園は安價な感傷的な慈善心から犯罪者の家族を保護するのではないのでありまして、皇國日本の國家的見地から斯業を施行してゐるのであります」と聲明してゐる。それはさうだらう。しかしそれは、財團法人としての「乳香園」が、今日の成長を社會に告ぐる一種の主眼的宣言であつて、少くも搖籃時代の「乳香園」は「涙」と國家目的とを七三に綯ひ交ぜた齋藤氏個人の性格を、そのまゝ反映さしてゐたであらうと私は解釋したい。が、それは何れにしても「ドイツ以外、世界中でこの種の保護事業を營んでゐるのは自分だけである」と語つてゐたといふ氏の自負の當否は私には判らないが、少くも日本に關する限り氏はその唯一の先覺者であつたといふことは動かすことの出來ない事實なのだから、その點、私は犯罪防止に對する氏の見識を見逃し得ないのである。

受刑者の家族を保護することによつて、犯罪を豫防しようとの企ては、事理の餘りに明白であるにも拘らず、當時未だ世の何人の關心をも惹かなかつた。司法當局でさへが、これを見落してゐた。司法保護事業といへば、矯正と釋放者の保護事業に限られてゐた。だから、受刑者の家族の保護事業の如きは、司法保護事業の中には入らないとさへされてゐた。それに、釋放者の保護事業が、多く佛教徒の手によつて經營されてゐるのに對し、氏はキリスト教徒だつた。「乳香園一經營上の氏の苦心はさういつた點にも在つたのである。そんなわけで氏は長い間、孤立無援を感じてゐたことであらう。時には、氏は、氏の見識のゆゑに、繼子扱ひにさへされた。それにも拘らず、氏は、敢然として、初一念を立て通した。藤井教誨師がいはれるやうに、それはたしかに氏の「卓見」であつたにちがひないが、同時に私としては、氏のいはゆる平凡さは、裏に、その平凡さを拒否する或るもの、存在してゐたそれであつたことを感知せずにはゐられないのである。

「乳香園設立趣意書」を見ると「乳香園」が家庭といふものをいかに尊重してゐるかゞよく肯ける。「家庭は人類生活の基本であり」とか。「家庭素れて善良なる個人出でることなく」とか、「犯罪の個人的原因は、家庭環境の不良に因り惹起されたるもの」とか、乃至は「更生の輝しき清淨な足場こそ、家庭ではないでせうか」とかいつた文句が隨處に散見してゐる。それ故に「乳香園」は「家庭の保護善導に依る防犯報國」といふことを以て、自らの理想、使命なりとしてゐる。「乳香園」は成程、家庭を失へるものに家庭を與へ、乳から離れんとするものに乳房を持ち添へてはやるが、しかしそれは、生活の途を塞がれた受刑者の家族だちに、單に衣食を保證してやるだけの消極的な慈善的な意義しか有つてゐないといふ風に解釋してはならない。「乳香園」の仕事にはもつと積極的なもつと指導的な意味がある。單なる救濟であるよりは教化に近く、教化であるよりは育成に近い。「乳香園」は、だから、その仕事の對象を、受刑者の家族といふよりもむしろその「家庭」に求めてゐるといつた方がいゝかもしれない。かりに、家族と家庭とを、ここでは區別して考へて見よう。夫婦、親子、これが家庭の基本形であり、圓滿形である。家庭の本然の姿がそこに見られる。「乳香園」の仕事は、受刑者の家族といふ畸形化され、歪曲形化された家庭の不自然性を訂正して、もとの本然性を取り戻してやることにある。そしてそれによつて、一家を更生と更生の喜びとへ道案内することにある。そこに、單なる救濟以上に教化と育成との意義が含まれてゐる。家族の救濟は、更生への足場であり、踏石であるに過ぎない。更生は凡て相互作用である。經驗に富む教誨師は、自分の妻子が、社會で安全に保護されてゐるのを知ると、受刑者の所内生活にもぐつと落付きが出來、それが更生への捷徑であることをよく承知してゐるが、一方出所した夫や父を迎へろ妻子としても、辛かるべき社會から、意想外にも受けた恩惠を出所者に訴へて、倶に共にかれを更生への道へと促し立てることであらう。この相互作用により、社會は、こゝに再び善良な一家庭を加へることになるわけである。「乳香園」は、その相互作用に一つの動因を與ふる裸子の役割を働くのであるから、その仕事の對象は、家族であるよりも、家庭であるといひ得る。「乳香園」の仕事の積極性と指導性とがこゝに在る。

（四）

齋藤氏が「乳香園」の仕事を始めてから、氏を最初に見舞つた一番困難な問題は、資金難であつた。受刑者の家族の保護指導も結構だが、その資金をどうして得るかといふことが、氏の苦惱を呼んだ。氏は最初、私財を投じこれに充てたといふことである。私財といつても果して幾何のものであつたか知らないが、とにかくその限りある私財で、次ぎ〳〵とふえて行く、殆んど丸裸へ的の被保護者だちをさう〳〵萬遍よく賄ひ切れるものではなかつた。私財は忽ち盡きた。すると氏は——私はこゝで、或る同信者がその點に關し、氏に質問したのに對し、氏が何と答辯したかを紹介しよう。氏は答へた。「私は神に祈りました！」——實に神に祈つたのであつた。まことに神を信ずるもの、寶を天國に積むものは、強い。その人の寶は、盡きることを知らないからである。人は神とカイゼルとに併せ仕へ得ない。氏の場合、救ふ人も救はれる人と同樣、地上の富には餘り惠まれてゐなかつた。窮乏は、しば〳〵餘りにもしば〳〵氏を襲つたのであつたが、しかし氏は、決してそのため失望はしなかつた。窮乏の襲つて來る毎に、氏は神に祈り、神に求めた。神への祈りは求めは、それが信仰である限り、必ず聽かれる。氏はさう信じた。

だが、こゝで私は更に、氏をして氏自身を語らしむるならば、氏は右の同信者への答辯にかう附け足した。「神に祈ると、五百圓、千圓といふ大金を、どうぞこれをあなたの事業に使つて下さいといつて先方から持つて來て下さるのです。實に有り難いことです。しかし唯祈るだけでは與へられません。一方に實行しつゝ祈ると與へられるのです。現在私の手許には一文の金もありませんが、しかし必ず與へられます」と。信仰潔きキリスト教徒のみに許される、世にも逞ましい信念ではないか。氏は又、別の機會に、別の言葉で、同樣の信仰を告白してゐる。「ここにこれだけの金があるから、それで仕事をしろといはれたのでは、自分として本當の仕事は出來ない。自分は現にこれだけの仕事を實行してゐるから、それに必要な金を出して貰ひたいといへば、金は自づから出來るものだし、又自分としても、その方が氣持に眞劍味が出ていゝ。」と氏は言ふのである。こゝに注意を要するのは、氏が特に實行といふことを前面に持ち出して來てゐるといふことである。氏は實行主義の人であり、又實行の人であつた。氏の資金獲得法は、先づ神に祈ることであつたが、それは實行を通じて實行を媒介として神に祈つたのであつた。そして、後にも述べるやうに、その實行のために、氏は實に三面六臂の活動をしたのであつた。

それにも拘らず、神は信念の人、實行の人である齋藤氏に、幾度か、試練を下した。仕事が先きで、金は後であるべき筈の氏にも金が先立たねばならぬやうな日が多かつた。收容者は次ぎ

刑政第56巻第6号
矯正図書館

から次ぎへとふえて行く。氏は高く天を指しながら、置き忘られたやうな、それ等、身寄り頼りのない哀れな母を子をやさしくその膝下に抱き取るであらう。だが資金には限度があつた。釋放者の保護とは違つて、受刑者の家族の保護には、餘計金がかゝつた。前者の場合が個人単位であるのに對し、後者の場合は、家族単位であるから、それだけ餘分に資金を要するわけである。かくて「乳香園」の經營は、漸次困難を加へて來た。その中には居宅保護をするものも出て來たし、それに當時の「乳香園」は託兒所をも兼ねてゐたので、氏夫妻は、晝夜を分たぬ多忙さの中で、いろ〳〵とこれが打開策につき心肝を碎かねばならなかつた。氏は、收容者に何か稼がせようと考へはじめた。それに丸抱へ的の保護は、徒にかれ等に依頼心を增長させるにすぎないといふ考へもあつたであらう、氏は龜戸六丁目の空地に、小規模な屑物工場をつくり、そこを本據として、收容者たちに屑物の賣買を始めさした。多少の利益はあつた。その多少の利益と、篤志家の援助とで、辛くも「乳香園」は、持ちこたへてゐた。次で氏は、昭和七年四月、同工場を閉鎖し、今度は警視廳の認可を得て、大島町一丁目に一戸を借り受け、そこに屑物買入所を設置したが、更に昭和八年五月には、神田區錦町三丁目にその事務所を置いた、商賣をやゝ擴張した收入金もいくらか增えて來、從つて「乳香園」の經營も多少順調となつた。屑物の賣買といふのは、主として各所の印刷所から紙の斷屑を廉價に買集めて來て、これを三通りに選り分けた上、紙屑問屋へ賣り込んだり、或は雜誌社から、賣れ殘りの古雜誌を分けてもらつて、それを紙屑問屋に買つて貰つたりすることであつた。勿論利益といつても知れたものではあつたらうが、しかしその零細な收入が「乳香園」の維持には又、相當役立つたのであつたらう。だがやがて、齋藤氏の良心は、被保護者だちにかうした商賣をさせることの是非について、氏に疑問を有たせはじめた。この疑問は氏としては、當然抱きさうなことである。で、この商賣も僅に一ケ年有餘繼續したゞけで、昭和八年十一月、氏は斷然右の屑物買入所を閉鎖してしまつたのである。氏は一つからうと決心がつくと、直にこれを實行に移す人であつた。保護事業としての「乳香園」の經營と、營利である屑物商賣とは、その性質上決して兩立するものでないといふ氏の良心の命令と、事實の認識とは、多少の收入はこれを犧牲にしても、氏をしてこの斷行を敢へてせしめたのであつた。

しかしながら、商賣の方の收入を拒否して、その後は、專ら篤志家の援助にのみ期待しなければならなくなつた「乳香園」にとつては、この斷行は相當の痛手だつたにちがひない。それにも拘らず、氏が敢てこれを斷行したところに、氏の持前の潔白さがうかゞへる。

屑物買入所の閉鎖と共に、氏は「乳香園」を豐島區西巢鴨一丁目に移轉し、同時に當時の巢鴨刑務所の附近に保護出張所を設けて專ら篤志家の助力により事業の維持若くは發展を企圖した。だが、結果は當然、氏を一層の苦境に追ひ込んだにすぎなかつた。勿論受難と苦闘とは「乳香園」の屬性みたいたものでもあつたし、又それを覺悟で、敢然斯界に身を投じた氏ではあつたが、それにも拘らず、この間に處する氏の苦心と憂慮とは尋常一樣のものではなかつたらしいのである。間もなく「乳香園」は西巢鴨から駒込六丁目に轉居したが、當時、氏の窮乏と、それ故に、活躍とは殆んど最高度に達したのであつた。齋藤未亡人の話によると、「乳香園」の一番受難時代は、昭和八、九、十年のこの三年間であつたといふことである。篤志家の理解と援助とに待つとはいつても、當時未だ理解者は少く、從つて援助者も、餘り數多くなかつた。氏は紹介を得ては、四方八方に援助者を求めた。實に當時の氏は東奔、西走、文字通り席暖まるの遑とてはなかつた。

(五)

駒込の「乳香園」は、無論借家だが、六間の平家建で、家賃が三十八圓であつた。その三十八圓の支拂ひにさへ間誤つくことが、當時の「乳香園」には必ずしも珍らしいことではなかつた。實に、それどころか、時とすると主人公である齋藤氏は、七錢の電車賃にさへ見放されて遠いところを、テク〳〵徒歩で歸つて來るといふやうなことさへあつた。夫人が何度、小さい風呂敷包みをかゝえて、質屋ののれんを潜つたかしれなかつた。又或る時の如きは、その晩收容者たちに食べさせる御菜代にも差支えたといふし、裏だしきは、米櫃さへがカラ〳〵になつてしまつた場合もあつたさうである。だがいかなる場合にも「乳香園」の收容者は、飢えを知らなかつた。主人の遠行が始るか、夫人の潛行が始まるかして、それによつて、かれ等の飢えは封じられるのである。飢えを知らなかつたかれ等は、主人夫妻のさうした苦心も亦知らなかつたのである。自分等の苦心は、收容者たちには知らせるなといふのが、氏の親心であつた。氏夫妻は文字通り、收容者だちと起居、寢食を共にした。六間の部屋は、どの部屋も收容者で一ッぱいとなり、果ては、たつた一間の氏の家族部屋さへが、かれ等のために占領されてしまひ、氏及び家族のものは、三疊の玄關の間で、エビになつて寢るといつたことも、度々あつたとのことである。後には、すぐ傍に、別に二階建の家を二戸借り受けて、それからそれへとふえて行く被保護者を、出來るだけ收容することにつとめたが、そんなことにも、氏の言ひしれぬ苦心と配慮はあつた。氏は收容者だちを撫愛し、收容者だちは、氏を敬愛した。氏の食膳に上るものは、收容者の食膳に上るそれと同じものだつたし、又收容者のはだけた乳房の、その乳の移り香を甘しとして、幼兒の寢顏をぢつと覗き込む氏であつた。收容者の中には、相當凄味のあるものもゐた。前科九犯の肩書をひけらかしてゐるやうなものもゐた。だが、それ等のもの〳〵間に伍して、氏は何のかゝはるところもなかつた。そのものに、子供さん方を預けて、平然として外出した。收容者だちに、安心と信賴の念を與へなければならない、といふのが氏の不變の信條であつた。

莊子物語

齊物論（五）

聰八郎

今且有レ言於此。
不レ知其與レ是類乎。其與レ是不レ類乎。類與レ不レ類相與爲レ類則與レ彼無レ以異矣。
雖レ然請嘗言レ之。
有レ始也者一。有レ未レ始有レ始也者一。有レ未レ始有レ未レ始有レ始也者。
有レ有也者。有レ無也者。有レ未レ始有レ無也者。有レ未レ始有レ未レ始有レ夫未レ始有レ夫未レ始有レ無也者。
俄而有レ無矣。而未レ知レ有レ無之果孰有レ孰無也。
今我則已有レ謂矣。而未レ知吾所レ謂之其果有レ謂乎。其果無レ謂乎。
天下莫レ大レ於秋毫之末一而大山爲レ小。莫レ壽乎殤子一而彭祖爲レ夭。
天地與レ我並生一、而萬物與レ我爲レ一矣。
既已爲レ一矣。且得レ有レ言乎。
既已謂レ之レ一矣。且得レ無レ言乎。
一與レ言爲レ二、二與レ一爲レ三。
自此以往巧歷不レ能レ得。而況其凡乎。
故自無レ適レ有以至レ於三而況自レ有適レ有乎。
無レ適焉因レ是已。

こゝに一つの言ありて、われすでに、「一切のものみなは是非あることなし」といふ。それこの言は、そも〳〵是に類するか。はたまた是に類せざるものか。それが、是に類すると、是に類せざるとにかゝはらず、相ともに是なりと爲さば、則ちかの非といふに、何等異なることはあるまい。

これにはかに定めがたい。

是もなく、非もなしとはいふけれど、請ふ嘗みにいさゝか言ふを許せ。

「始め」といふものがある。

「未だ始めから、始めといふものがない」といふものがある。

未だ始めから、夫の「未だ始めから始めといふことがない」といふか、そういふものがない。とするものがある。

「有る」といふものがある。

「無い」といふものがある。

「未だ始めから無いといふことがない」といふものがある。

未だ始めから夫の「夫だ始めから無いといふものがないといふがそういふことはない。」とするものがある。俄かにして無いといふことがあらうといふ。

而して有りといふも、無いといふも、果して孰れか有か、孰れが無か。われこれを知らず。今我れこゝに、則ちすでに斯く謂つてゐることがある。

そして吾がいま謂ふところのそれが、果して謂ふことがあるのか知らそれが果して謂ふことがないのか知ら。

若し夫れ物、有るや、無しや、常、無常を大觀し來れば、

長とはいへども長からず、短とはいへども短ならず。

大とはいへども大ならず。小とはいへども小ならず。

されば凡そ天下に、いとも細小さものの例に引かるゝ秋の兎の毛の末より大なるものはなく、

山の王ともいはるべき泰山をこそ小と爲しうべきことである。

生るゝや直に死せる殤子より、壽きはなく、八百年も生きながらへたとて、

長命の如く普く人に慕はるゝ彭祖もまた夭にであるといはれうるのである。

一粒の芥子に大海をも容れうべく、

須彌も指端にさゝくべし。

大觀し來れば相待の遇はいつしか消えて、

天地は我れと並び生じ、

萬物は我れと一體である。

既已に一體たらば、

且た言といふものが、別に有ることが出來うべき筈がない。

然るに既已にこれを一體であると謂つてゐるならば、

且た謂ふことばが無いとすることが、できうべき筈がない。

一體といふことと、一體であるといふ言と二つあることになる。

この二つに、更に「一體といふことと一體といふ言と二つ なる一といふ言とを合すれば、三つになる。

すでに三となる。それから以往は、遯てしのあるべきなく、

どんな巧歷手の名人だとても、到底數へうべきことではない。

況して平々凡々の我等をや。

まことや、無から有に遽くすら三となつた。

況んや、有から出でゝ有にいたるをや、遂に底止まる涯はあるまい。

若しそれかくのごとく萬化を逐うて、迷ひ馳せ適くところ無からんとせば、

大道の德に信順するより外はない。

これ是によるのである。

この是によるこそ擬依であり、

この是によるこそ叙靜三昧である。

一切法界、蘭菊香りを放つて、各々その美を競ひ、樂しぶ鳥の音は普く天地にとろけわたる光明三昧である。

刑政第56巻第6号
矯正図書館



臼田亞浪選

葉櫻に免囚兵となり征けり　府中しのぶ
歸省して微工に蠶が太りつゝ　同
畑菜咲き龍骨を組む槌ひゞかふ　水戸儘田養雄
痘瘢なほ絶えずて櫻咲き終る　同
騒音遠し陽炎さかんなる土塀　松本市川紅東
尋ね來し果鋪にものなく照る春日　同
凧あげの童も凧も夕やけぬ　奈良莞人
麥のぶる風に囚徒と吹かれり　松江川津草筏
俯匐する顔に冷めたき枯芒　青森稻田浩
熊の穉新樹小暗き影つくる　長控龍田杏村
櫻咲く櫻咲く天に敵機なし　新義州濱田青村
蛙鳴く夜となりにける節會かな　松江金織玉仙
蔦も舞ひ鳥も舞ひて花の雲　廣島白道
崖道をバスをどりゆく雪弱風　函館船山船風
また雪や庭木の覆ひ取りし日を　秋田飛田北花
ぬかづきし臉に幻や花ふぶき　札幌ほくろ
囀や曉空に天守聳ち　廣島吉野金鈴子
春燈のゆらき電波は戰果告ぐ　小田原大木舟波
いねがたき子を驚かし春の雷　長崎松尾映山
招魂の夜をや櫻の散り來る　八日市場小川太市
春靖國の子にや逢ふべく父逝きし　府中川鍋茂穗
おほらかな山の座りや鳴く雲雀　全羅北吉原正光
一天晴れし堤防に草滴める　道全州新義州玉利等
櫻咲き防空監視員佇てり　神戸中谷宗一
鳥の櫻潮の鰯きに影しけり　廣島吉澤一良



臼井大襄選

一
いまは亡き妻とおもへばかりそめにいさかひしこともかへりみらるゝ　浦上三浦子路

二
山裾の眞日のたむろに吾は來て一把に足らぬ孚蔵折りぬ　千葉小川太市

三
囚屋なれど朝錬成のこだまする文鶴山の靄の寄さよ　仁川安達金八

秀逸
足引木の谷田とゞろと向山をすれずれにして飛行機過ぎぬ　千葉小川太市
軸こほる北の要衝に幾多をたゞ土のごとなりて守れる　青葉稻田浩造
春嵐晉立つ午後を庭隅の豌豆の花は光り搖げる　三次卯月
繁山の間に見ゆる學校の土堤の櫻は色染めにけり　千葉小川太市
この塀の外そゞろ行く人聲のこほしくきこゆ春あはれなり　廣島生野蓮江
古池に影をうつして清らけく咲き匂へる白櫻なりけり　廣島深見右左吉

佳作
薄氷張れる朝の灯明りに咲き滿てる櫻ゆるぎもせず　三次卯月
春たちて風のなごめどはろかにも雪の光れる尾根を望めり　松江田尻久美緒
小雨降を窓に梅檀の薫りつゝけふ見る花の盛りなるかも　北佐藤修三
白衣して埠頭に立ちし勇士等の尊き姿涙に迎ふ　廣島安藝守
開け放つ窓べさむけき朝霜の庭に小鳥等群れてひそけし　松江織玉仙
休み日はひねもす土にしたしみてたゝかふ皇國の有難さを思ふ　名古屋金岩偕子

例規

依命通牒

監獄官吏服制特例
（司法省令　昭和十八年三月二十五日　十五號）

各廳職員優遇令第一條第一項ノ規定ニ依リ勅任ト爲リタル典獄、同令第五條第一項ノ規定ニ依リ奏任ト爲リタル看守長又ハ同令第九條第一項ノ規定ニ依リ判任文官ト爲リタル看守ノ服制ハ別表ニ定ムルモノノ外夫々監獄官吏服制ニ定ムル典獄看守長又ハ看守部長ノ例ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

典獄看守長及看守肩章圖例

形狀圖省略

	肩章	
	正	略
典獄	長サ一六・七糎、幅總座ハ一二・四糎肩當ハ六糎金銀線製總座ニ徑二・四糎ノ金色櫻花章一箇肩當ニ徑一・五糎ノ金色櫻花章三箇ヲ附ス總ハ金龍目線ノ間ニ銀龍目線ヲ配ス前總ハ長サ六糎徑一糎ノモノ二十三條、裏總ハ長サ五・五糎徑五粍ノモノ二十二條ヲ附シ徑一・二糎ノ金色ボタン一箇ヲ附ス	長サ一二糎幅五糎地質濃紺又ハ黒羅紗兩縁及上端縁ニ幅五粍ノ圈套銀線縄目繡ヲ施シ中間ニ幅三・五粍ノ平織金線一條ヲ縦ニ附シ徑一・二糎ノ金色ボタン一箇及徑一・五糎ノ金色櫻花章二箇ヲ附ス
看守長	同上但シ徑一・五糎ノ金色櫻花章ハ銀色ノモノ一箇トシ前總ハ長サ三糎徑一糎裏總ハ長サ二・四糎徑五粍トス。	同上但シ平織金線ハ幅一・二糎ノモノ二條金色櫻花章ハ一箇トス。
看守	長サ一二糎幅五糎地質濃紺又ハ黒羅紗兩縁及上端縁ニ幅五粍ノ圈套銀線縄目繡ヲ施シ中間ニ幅三五糎ノ平織金線一條ヲ縦ニ附テ徑一・二糎ノ金色ボタン一箇及徑一・五糎ノ金色櫻花章二箇ヲ附ス。	同上但シ圈套銀線縄目繡ヲ缺キ平織金線ハ幅一糎ノ平織銀線一條金色櫻花章ハ二箇トス。

（司法省行刑局行秘甲第七三號　昭和十八年三月廿五日）

（別表）

横濱刑務所
新潟刑務所

會計事務章程中改正ニ關スル件
（司法省會甲第九一七號　昭和十八年二月廿三日）

今般裁判所會計事務章程及刑務所會計事務章程中改正相成候ニ付テハ歳入歳出外現金出納官吏交替ノ場合ニ於ケル現金出納計算書ハ連署證明ニ依ラズ其ノ都度單獨ニ證明セシムル樣致度爲念及通牒候。

刑務所會計事務章程改正ノ件
（法省會甲第九一六號　昭和十八年二月廿三日）

第三條中第三項ヲ「刑務所長ハ典獄補又ハ看守長ノ中ヨリ第一項ノ職員ヲ命ス（シ）」ニ改ム

第九十六條　刑務所長又ハ刑務支所長ハ毎年度末日ニ於テ部下ノ官吏ヲシテ有價證券ニ關スル帳簿、書類及現品ヲ檢査セシムヘシ保管物取扱主任交替ノ場合亦同シ

前項ノ檢査官吏檢査ヲ了シタルトキハ檢査調書（第二十六號書式ニ準ス）ヲ作成シ刑務所長又ハ刑務支所長ニ提出スヘシ

第九十七號　歳入歳出外現金出納計算書ニ當該年度ニ於ケル最終ノ預金部預金日計突合表謄本及證據書類ヲ添ヘ（刑務所長又ハ刑務支所長ニ提出スヘシ但シ年度中途ニ於ケル交替ノ場合ハ預金部預金月計突合表謄本ノ添附ヲ要セス

第百條中第一項ヲ左ノ通改ム

刑務所長第九十七條及前條ノ證明書類ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ歳入歳出外現金出納計算書ハ裏面ニ保證

刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定中改正ノ件
（司法省行刑局行秘甲第六四號　昭和十八年三月十日）

第一條第一項中「刑務所」ヲ「拘置所及刑務所」ニ改メ第二項トシテ「少年刑務所ニ庶務課戒護課作業課教育課及醫務課ヲ置ク」ヲ加ヘ第五條ノ二トシテ「教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル一、青年錬成所教育ニ關スル事項二、教誨ニ關スル事項三、看讀書籍ニ關スル事項四、釋放者保護ニ關スル事項五其ノ他收容者ノ敎化ニ關スル事項」ヲ加ヘ第十一條中「教務課長ハ教誨師」ヲ「教務課長ハ教誨師、教育課長ハ教師」ニ改メ第十四條中十一號ノ次ニ十二號トシテ「少年行刑教育令及少年行刑錬成規定ノ運用ニ關スル重要ナル事項」ヲ加ヘ十二號ヲ十三號ニ改ム。

分監ノ名稱及位置ノ件
（司法省告示第十四號　昭和十八年七月一日）

浦和刑務支所ノ所轄刑務所ヲ前橋刑務所ニ小倉刑務支所ノ所轄刑務所ヲ山口刑務所ニ改ム。

懲役少年及準少年男受刑者ノ收容刑務所ノ特例ニ關スル件
（司法省行刑局行甲第四七三號　昭和十八年三月廿五日）

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通訓令相成候處右ハ戰時緊急施行ヲ要スル造船作業ノ爲臨時特例トシテ設ケラレタル收容區分ニ有之之カ收容ニ當ル所ハ本件設定ノ趣旨ヲ體シ一般ノ收容者ト拘禁ヲ別異スルヲ要スルハ素ヨリ其ノ他處遇上遺憾ナキヲ期セラレ度候。

造船作業施行中ニ限リ懲役男少年及準少年受刑者ヲ臨時收容シ得ル刑務所指定ノ件

刑政第56巻第6号
矯正図書館

書第三十五號書式ノ記載ヲ爲シ預金部預金日計突合表謄本ト共ニ司法大臣ニ進達スヘシ。

第二十九條書式ヲ削リ第三十五號書式ヲ別紙（略）ノ通改ム

附　則

本令ハ昭和十八年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

臨時家族手當竝ニ戰時勤勉手當支給規程中常時勤務者ノ解釋ニ關スル件

（司法省會甲第一二七一號 昭和十八年三月二十四日）

標記ノ件ニ付豐多摩刑務所長ヨリ別紙甲號ノ通御照會有之乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

臨時家族手當支給規程竝戰時勤勉手當支給規程中常時勤務者ノ範圍ニ關スル件

（甲號豐發第二〇五號 昭和十八年二月二十三日）

昭和十七年四月十日付司法省會甲第二四七二號訓令臨時家族手當支給規程第一條中竝昭和十八年一月十二日付司法省會甲第一二〇號訓令戰時勤勉手當支給規程第一條中囑託員ニ對シテハ毎月一定ノ手當ヲ受ケ且常時勤務ニ服スル者ニ限リ臨時家族手當竝戰時勤勉手當ヲ支給スルコト、相成候處左記ノ場合ハ何レモ右規程ノ常時勤務ニ服スル者ト認定相成差支無之哉至急何分ノ御指示相仰度候

記

囑託員トシテ毎月一定ノ手當ヲ受ケ採用時所定ノ服務方法ニ從ヒ

1　週間中隔日（月、水、金、又ハ火、木、土等）出勤者ニシテ出勤當日イ官廳執務時間中服務スルモノ

ロ午前中又ハ午後二、三時間程度服務スルモノ

2　週間中二日出勤二、三時間程度服務スルモノ

3　事務上必要ノ都度出勤服務シ毎月ノ出勤日數不特定ノモノ

臨時家族手當竝ニ戰時手當支給規程中常時勤務者ノ解釋ニ關スル件

（乙號（司法省會甲第一二七一號 昭和十年三月二十四日）

二月二十三日豐發第二〇五號ヲ以テ標記ノ件御照會有之候處常時勤務ニ服スル者ハ大正十一年閣令第六號官廳執務時間ニ依リ間斷ナク勤務スル者ヲ謂フモノニ有之御申越ノ如キ勤務囑託員ハ孰レモ常時勤務ニ服スル者ト認メ難キモノト思料致候

副看守長看守及傭人ノ官給被服ニ對スル衣料切符取扱方ニ關スル件

（司法省行刑局甲第七一二號 昭和十八年四月廿六日）

標記ノ件ニ關シ昭和十七年五月行甲第八六九號ヲ以テ通牒致置候處今般別紙ノ通商工省纖維局長ヨリ通牒有之衣料品ノ點數改正相成候條可然措置相成度候

官廳ニ於テ貸與又ハ支給スル衣料品ニ關スル衣料切符ノ取扱方ノ件

（一共局第五〇七號 昭和十七年四月十五日）

昭和十七年四月三十日附一七纖局第二九七六號纖維局長通牒中左記事項第二項ニ於テ判任官、雇員、傭人等ニ制服其ノ他ヲ貸與又ハ支給スル場合ハ每年一定點數二十四點ヲ五月、十一月ニ分割徵收スルコト相成居候處今般衣料品ノ點數ノ改正ニ依リ三十點ト改正相成候條了知ノ上可然措置相成度此段及通牒候也

刑務官異同

四月一日

看守長　平沼文男（宮崎）

同　岩崎秀夫（司法局）

作業技師　牛尾壽男（名古屋）

典獄補　木村元吉（旭川支）

看守長　松浦博（宮崎）

司法屬　看守長　山口英三（看守長兼司法屬）

同　菅野勘六（東京）

四月十七日

看守　野坂太一郎（福岡）

副看守長　野坂太一郎（福岡）

四月十九日

看守長　田中明雄（德山支）

同　重富一郎（山口）

同　麻植一夫（廣島）

同　古堀繁造（名古屋）

同　糸井輪一（姫路少年）

同　牟田作一（福岡）

同　寒竹進（宮崎）

同　越智清（德島）

同　谷川傳次郎（小田原）

同　坂本義（東京拘）

副看守長　川嶋攻十（宮城）

四月二十日

看守長　金杉濟（神戸）

四月二十六日

解囑　江村繁太郎（司法省囑託）

作業技師　高木銀重（宮城）

作業技手　深山周作（小田原）

四月二十三日

典獄補　公文彪（大阪）

同上　看守長　淺野俊信（大阪）

同上　黒田虎雄（大阪）

同上　菊浪春夫（大阪）

同上　三重野繁馬（大阪）

同上　長谷川幹雄（大阪）

四月二十七日

死亡　久岡龍一（和歌山支）

四月二十八日

顯免　看守長　靑木善助（東京拘）

同　土屋榮次郎（秋田）

四月三十日

大阪　教誨師　乙山葵基（山口）

顯免　教誨師　栗林三郎（名古屋拘）

任教誨師（九級）　教誨師　廣瀨一英（橫濱）

任教誨師（七級）山口　同　高橋諦秀（京都）

（廣島支兼廣島刑務所）（等五級）　看守長　緒方安章（廣島）

（岡山支兼岡山刑務所）（等五級）　同　小鮒房吉（岡山支）

（廣島支兼廣島刑務所）（等五級）　同　村田義治（廣島）

投稿規定

（締切毎月二十日嚴守）

用紙　四百字詰原稿用紙

字數　一千六百字以內

送先　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會「刑務所だより」係宛

讀者の聲

用紙　四百字詰原稿用紙

字數　一千字以內

送先　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會「讀者の聲」係宛

俳壇・歌壇

課題　隨意

用紙　官私製葉書

俳句は一葉に五句迄　短歌は三首迄

送先　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會　俳・歌壇宛

寄稿家紹介

（揭載順）

河邊湛然　豐多摩刑務所長

玉生道經　少年考查官

向井潤吉　畫家

添田知道　作家

大石武　遞信省囑託

聽八郎　漢學者

編輯後記

△三十二頁にちまつた月刊刑政をおくる。しかし、表紙繪の「童意」はもとより、卷頭の鼎談記事をはじめとして、全卷何れとして珠玉のものたらざるはない。每頁の隅々にまで及んでひたすらなる刷新の跡をさぐつていただければ幸甚この上もない次第である。大幅の減頁にはなつたが中味には些の後退を招いてゐないことを確信して、編輯子自らはひそかに滿足してゐる。

△內容の一々についてはわざと觸れない。ただ寄稿家各位の變らざる御援助に對してはいつものことながら深く感謝するのみである。

△決戰の此の年もすでに半ば。とはいへ、臍をかためて本當に頑張らねばならぬのは「これから」である。苦しまねばなるまい、闘はねばなるぬ。耐乏。本誌の一段の發展を祈りつつ、且つは切に讀者諸君の御健闘を祈つてやまない。

△身邊とみに多事である。編輯子は本號の編輯完了をみて、匆々、北滿その他第一線將兵各位の慰問行に加はる。そして、念はくば、躍進滿洲國の息吹きの中に心の糧を摑んで歸りたい。

——（てらみつ）——

●御注文は總て前金のこと

●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇九九番刑務協會とすること

●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

一冊（稅共）金三十錢　六冊（稅共）金一圓八十錢　十二冊（稅共）金三圓六十錢

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可　昭和十八年五月二十八日　印刷　納本　昭和十八年六月一日　發行

東京市麹町區西ヶ關二丁目二番地一

編輯兼發行人　大原虎夫

東京市神田區淡路町二丁目九番地

兼印刷人　日本出版配給株式會社

配給元　刑務協會印刷所

印刷所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　電話丸ノ内（23）二三四四・三八二五　振替口座　東京二五〇九九番

發行所　刑務協會

矯正図書館

御民われ生ける驗あり天地の榮ゆる時に
遇へらく念へば

海犬養岡麿